平成２７年塩尻市議会９月定例会

総務生活委員会会議録

○日　　時　平成２７年９月１６日（水）　　午前１０時００分

○場　　所　全員協議会室

○審査事項

（継続審査）請願６月第２号　平和安全法制の整備に反対する請願

陳情６月第３号　「安全保障関連法案」の撤回・廃案を求める意見書採択を求める陳情

議案第１号　平成２６年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中　歳入全般、歳出１款議会費、２款総務費（１項総務管理費１４目人権推進費及び１５目市民交流センター費を除く）、３款民生費中１項社会福祉費８目国民健康保険総務費、９目後期高齢者医療運営費及び４項国民年金事務費、４款衛生費（１項保健衛生費１目保健衛生総務費、２目予防費、３目保健対策費、４目母子保健指導費、６目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び２項清掃費１目し尿処理費を除く）、８款土木費中１項土木管理費２目交通安全対策費のうち交通安全対策事業諸経費及び３目輸送対策費、９款消防費、１２款公債費、１３款諸支出金、１４款予備費、財産に関する調書

○出席委員

委員長	横沢	英一　君	副委員長	平間	正治　君
委員	永井	泰仁　君	委員	中原	巳年男　君
委員	柴田	博　君	委員	永田	公由　君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長	百瀬	惠一　君	事務局次長	青木	隆之　君

午前９時５９分　開会

○委員長　皆様、おはようございます。ただいまから９月定例会の総務生活委員会を開会いたします。本日の委員は、全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長　おはようございます。きょう、あすと２日間にわたり総務生活委員会をお開きをいただきまして、大変ありがとうございます。御提案を申し上げてあります平成２６年度一般会計の歳入歳出決算認定ほか、提出をしてございます議案につきまして御審査をいただきたいと思います。よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

○委員長　それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程について、副委員長から説明をさせます。

○副委員長　今回の委員会は、きょうとあしたの２日間ということでございますが、審査内容大変多くございますので、現地視察は予定をしておりません。また、懇親会は９月定例会最終日に予定されておりますので、委員会としてのものはございませんので、あらかじめよろしくお願い申し上げます。以上です。

（継続審査）請願６月第２号　平和安全法制の整備に反対する請願

○委員長　それでは、議案審査に入る前に、請願６月第２号平和安全法制の整備に反対する請願が継続審査となっておりますので、ここで審査を行います。前回説明を受けておりますので、自由討論から行いたいと思います。いかがでしょうか。

○永井泰仁委員　今、第１８９通常国会で議論して、きょうにも何か国では方向性が決まりそうな情勢は御存じのとおりでございますが、まず最初に私が思うのはですね、安全保障関連法案は戦争法案ではないということでございまして、平和安全法制整備法案ということで、皆さん御存じのように現行法１０本を一括改正するというものでございます。この改正案の主な目的は、日米同盟と国際連携を強化するため集団的自衛権の限定的行使を容認し、自衛隊の国際活動を拡充する内容のものであり、朝鮮半島等の有事に対しまして米艦防護を可能にし、抑止力を高めることが急務とする改正内容が提案されているわけでございます。改正ではですね、自衛隊の出動が主要となる事態を主に５つの段階に定めまして、それぞれの事態に対処するということで、まずは国際平和共同対処事態、重要影響事態、武力攻撃予測事態、存立危機事態、武力攻撃事態ということで、５段階になっているとこでございますが、これらにつきましては、いずれも現職国会の事前承認を得て行動するものでありますし、それから、昨日の野党３党の日本を元気にする会、次世代の党、新党改革党を交えまして、自衛隊の海外派遣に関する国会関与の拡充など閣議決定や附帯決議に盛り込むということで、１政府が勝手に暴走のできない、そういうことで慎重に経過をもっていくということで、安心してもよいのではないかというふうに思うところでございます。また心配されております重要影響事態法の中の、いわゆる後方支援でございます。弾薬の提供とか、これらの支援でございますけれども、後方支援でですね、核兵器等の輸送もするんじゃないかというような疑念もあるわけでございますが、これにつきましては、非核三原則を日本は世界に宣言しているわけでございまして、このようなことの問題、あるいは劣化ウラン弾、あるいは生物兵器等々ですね、これも附帯事項の中に明記をしていくということで、大分心配されている事項が私は払拭されてると、こうに思うわけでございます。現状の課題としまして、今、中国は東・南シナ海、ロシアはウクライナで、それぞれの独善的な論理で力による現状変更をもくろみ、いずれも強大な軍事力を背景に国際社会の批判にも耳を貸さない態度であり、日本にとって中国の軍備の増強と海洋進出は深刻な問題であり、中国が現在のペースで国防費を伸ばせば、５年後に日本の４倍、１

０年後に７倍に膨らむことが予想されまして、さきの抗日戦争勝利７０年の軍事パレードでも戦闘機が約２００機、中国産の巡航ミサイル、弾道ミサイルや米本土へですね、射程距離に入れた大陸間弾道ミサイル（ＩＣＢＭ）も初公開をされているという状況でございます。それからですね、北朝鮮は、日本を射程とする弾道ミサイル数百発も核も保有し、最近では一度破壊された、また核施設を再稼働をし始めたというようなこと。それから過激派組織のイスラム国などのテロの脅威も拡散をしているということであります。このような中で日本の安全を確保するには、安全法案を確実に成立させ、米国、豪州、東南アジア、欧州諸国との重層的な連携を図り、外交と軍事は車の両輪として相互の補完関係にあり、自衛隊による切れ目のない事態対処を可能にしておくことが紛争を回避し、地域を安定させ、平和外交を推進する後ろ盾になると考えるものでございます。そして、若い人の心配している、いわゆる徴兵制を危惧する声もございますが、憲法１８条に何人もいかなる奴隷的拘束も受けない。また犯罪による処罰を除いては、その意に反する苦役、世界的な解釈では兵役ということでございますが、服せられないということで憲法に明確に定めてあり、これを無視する政権は憲法違反で即転覆となり、そのような心配はないというふうに考えているところでございますし、それから、目の前で米艦船が攻撃されても、自衛隊艦船が放置するしかないのでは同盟関係は成立しないと思うし、また邦人輸送中の米艦を一切守りきれない現状のままでよいか。法案が成立すれば米艦船を守る余地が生じて、大きな前進になると思います。そして、もう１点、いわゆる中東のホルムズ海峡の機雷掃海でもイランの核合意により、その必要性がなくなったという主張も出ているわけでございますが、中東情勢が変化すれば、機雷が敷設される可能性は否定できず、日本へ原油を運ぶ生命線であり、他国軍と違って自衛隊は、法律で定められた活動しかできない組織であり、集団的自衛権による機雷掃海の選択肢も確保しておくことも重要なことであり、掃海作業は停戦後の合意により安全な状況で始められるものでありますし、またこの海域は重要な国際航路であり、利用国との国際協力が必要であり、また貿易国の日本は、安全輸送が何より重要であります。私は以上の観点からですね、今回のこの請願に対しましてはですね、どちらかというと反対をしたいと、このように考えておるものでございます。以上であります。

○委員長　ほかには、どうでしょうか。

○永田公由委員　私は、前回も意見述べさせていただきましたけれども、この請願は採択すべきだと。状況は何ら変わっておりませんし、国会審議を見てる中では、ますます不透明感が強くなってきております。そもそも今回出されたこの法案、集団的自衛権行使というものが、憲法上疑義があって憲法違反の疑いがあるという声が多くある中で、その議論が国会でなされないまま、この法案を通すということは、日本の立憲主義自体がそもそも根底から覆される恐れがあるというふうに思いますし、今、永井委員のほうからもろもろ政府の考え方が克明に述べられましたけども、じゃあ、なぜ今までの専守防衛ではいけないのか。今までもイラクに自衛隊は派遣してますし、ＰＫＯでスーダンにも行っている。これは、そのときにその状況に合わせて法律を作って対処して、それで十分に日本は平和を保ってきたわけですね。ここに来て、安倍さんがなぜここまで執着するか、それは米軍の力がだんだん弱くなってきてる中で日本に肩がわりをさせようとしている、それをアメリカで約束をしてきた、その結果としてこの法案が、どうしても今国会中に上げなければならないと、そういうことだと思うんですね。目は確実にアメリカを向いていて、日本の国民を見てるとは到底思えません。これだけ世論調査で、今国会での成立が８割以上すべきでないと言っている世論に耳を傾けず、強行採決をきょうしようとしてるわけですが、こういったことが、ここ日本で許されるようになれば、徴兵制はないと言っても改憲解釈で徴兵制も当然出てくる

であろうし、今、自衛隊のなり手が少なくなってきている、３０万人が確保できなければ当然徴兵なり、志願なりで、いろんな形で若者を自衛隊に入れようとするだろうし、そういったことが危惧される中で、これをやはりもう一度廃案にして、もう一度一から審議し直して、何も慌てることはないと思うんですよね。あした中国や北朝鮮がミサイルを撃ってくるわけじゃないんですから、どうでもこの９月で通さなきゃいけないという理由はないもんですから、私はそういったことを踏まえる中で、今、これだけ国民世論が反対をしている以上、やはりこの法案は一回廃案にして、一からやり直すべきだと。この請願６月第２号については、私は採択すべきというふうに考えております。以上です。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員　私も自分の意見としては、この請願採択して意見書を出すべきだというふうに思っていますが、今、自由討論ということですので、ちょっと先ほど永井委員が発言された内容にも触れながらちょっと発言させていただきますけれども、今の国会審議ですけれども衆議院で強行採決を行い、それから参議院に回って、もう１カ月以上たつわけです。たびたび答弁ができなくて中断したり、それから答えられなくてそのまんま散会したりというような状況が繰り返されているという状況であります。そういう中で、自衛隊の中枢が本当に、今、どういうことをしているかという内部文書が２つも明らかになって、それが大問題になっていて、今、国会では、その張本人を国会に呼んで話を聞かなきゃいけないというような状況になっている。そういう中で、きのうは中央公聴会を開いてですね、野党側与党側両方合わせて６人の方が発言をしていますけれども、その中でも、今回の法案が通ってしまって法律ができてしまえば、本当に今まで戦争をしない国であった日本が、戦争をする国になってしまうという､そういう発言をもともとは憲法改正論者であった学者の方が､そういうふうに言っている。それからまた、今まであまり意見を述べてこなかった、自分の主張をしてこなかった学生の皆さん、若者の皆さんでありますとか、それから、きのう、きょうの新聞などでは、元裁判官の皆さんが、連名で声明を出していたりというような形で、本当に今の国会審議されている戦争法案の中身ができてしまったら、本当に日本はどんな国になってしまうのかということを危惧している方が本当に日増しにふえている。今、とても先ほど永井委員が述べられたような説明では、国民は納得しないわけでありますので、私はどうしても今回の法案は廃案にすべきだなというふうに思っています。それから先ほど永井委員初めのほうで、非核三原則があるんで核兵器なんか運ぶはずがないじゃないかという発言をされましたが、非核三原則というのは日本の国内に核兵器を持ち込まないというようなことでありますので、海外で戦争をしているところへ核兵器を運ぶ、運ばないというのは、非核三原則とはまるきり関係ないことだと、私は思ったんですけども、どうでしょう。

○永井泰仁委員　非核三原則は当然ですね、持ち込まない、それからつくらない、行使をしないというようなことでありますから、これは時の政府がそれに対してＯＫを出すなんてことは、まず考えられない。そして、さらにですね、国会の議論の中じゃ核兵器っきりじゃないだろうという話になって、それで、劣化ウラン弾とか、生物兵器もそうだということでね、そこらのとこは明確にまた附帯事項の中へも出して確認をしていくということですから、これは時の政府だって、それは武器弾薬の提供ということになってますけれども、ここまでは、ＯＫはやはり日本の立場としてもできないし、する私ははずがないということで、これは国の答弁や議論がそういう範疇ですから、これは、私はこの範疇で理解をしたいと、こんなふうに考えております。

○柴田博委員　今話されたような中身がですね、そうでないから、今、国会で問題になっているわけです。海外

で集団的自衛権を行使するかどうかという判断も、時の政府の判断でどうにでもなるという中身ですから、そのときの政府が、これは日本が危ういから海外で戦争をするようにしよう、自衛隊が武力行使を行うようにしよう、そういう判断ができるわけです。そういう法律になっているわけです。そういうものになっているからこそ危ない。これが今まで何十年間も日本では個別自衛権はあるけれども、集団的自衛権は行使できないというふうに言われてきたものが、急に憲法を変えるわけでもなく、解釈だけでそういうようにやろうとしてるだけですから、そこが危ないというふうに言っているわけです。前回のときにも言いましたけれども、全ての弁護士会が反対の声明をしていますから、国会議員の中には弁護士の方もいらっしゃるわけですけど、そういう方たちは、賛成の皆さんは、弁護士会どうなるのかという危惧もありますけれども、本当に今、国民こぞって反対の方向に向かっているというのが現状です。そういう意味から言ったら塩尻市議会として、きょうのこの審査も継続になっていて、まごまごしていれば総務生活委員会では審査が終わらないうちに国会でもう決まってしまうかもしれないという、そういう危惧もあって今、きょうの冒頭にやっているわけですので、本当に塩尻市議会として市民の皆さんの意向も考えながら、やはりここではっきりと、私は採択をして意見書を出すべきだというふうに思っています。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○副委員長　今、それぞれのお立場の方からお話ありましたんで、それはそれとしておいてですね、私は基本的にこの問題というのは、戦後７０年を迎える中でですね、もっと広い意味でしっかりと国民的に議論をしなければならない問題だと思ってます。それはですね、積極的平和主義ということで外に出るにしても、あるいはアメリカの庇護のもとにいてもですね、いずれにしてもしっかり議論をして、日本人が日本を守るため、平和を守るための覚悟をしっかり決めないと、これは幾らやってもですね、いつまでたってもそうした意見が交わされるだけでですね、何の成果も上がらないというふうに、私は思っています。したがってですね、前回の６月には、そこで賛成反対ということではなくて、もっとしっかり議論をしてほしいという意味でですね、継続審査としたということであります。ただ、その後もこの国会においての議論を見ていても深まらない部分もありますし、そうした中で国民の理解も以前として進んでいない。また８割方がこの国会で決める必要はないんじゃないかということを言っています。そしてまた、私がお聞きしている市民の皆さんの声もですね、総じて言えば国の数値と似た方向にあるというようなことを踏まえればですね、あえてこの委員会でどうなったにしても、国ではここで、きょうあすのうちに採決をしたいと言っているわけですから、残念ながらむなしさで言えば意味をなさない部分もあるかもしれませんけれども、出された請願に対してはきちんと対応していかなければならないというふうに思っています。そうした中で、請願の趣旨にあります、全くこの整備に反対するということについては、私は賛同はできないわけでありますけれども、中には誰もがやはり希求をしている平和について、これを堅持していくんだということも書かれておりますし、そういう意味ではここを汲んで、あえて趣旨採択としたいというふうな私の考えでありますので、よろしくお願いします。

○委員長　ただいま趣旨採択の意見が出されましたが、趣旨採択とするかを諮りたいと思います。

○永田公由委員　ちょっと待って、今、自由討議だから、趣旨採択とか採択は後で決めることで、自由討議なもんで、まだ意見言っていない人もいるから先に出してもらって、そこからどうするかって決める。

○委員長　じゃあ、それをやってからということですね。わかりました。済みません、そういうことで、御意見

をお伺いしたいと思いますが。中原委員さんどうでしょうか。

○中原巳年男委員　私としても、今、国会の動きを見てる中では、わかりにくいなあという部分もいろいろあったんですが、ただ日本としてアメリカだけに頼ることで、日本の国を守っていかれるのかというようなことについてはちょっと心配もありますし、それから、中国、韓国、北朝鮮、それからロシア等々、日本周辺の国がいろいろと軍備の状況が変わってきている中で、やはり日本の国としてこういう法律ができることで、ある意味での抑止力になるんじゃないかなという気がしますので、私としては、この請願については不採択としたらどうかなというような考え方を持っています。以上です。

○委員長　ありがとうございました。これで、全員の皆様の御意見をお伺いしましたもんですから、先ほど副委員長のほうからですね、趣旨採択の意見が出されましたので、趣旨採択とするかを諮りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○永井泰仁委員　この問題はね、賛成、反対、採択、不採択ということで、各委員の考え方で決をとるわけでございまして、この問題を趣旨採択とするということはですね、現行法を１０本を一括にして改正するもんでございますし、それから自衛隊にかかわることは全部にかかわるもんですから、その部分だけがいいということで趣旨採択を判断するというのは、今回はちょっと適当でないというふうに考えるもんですから、私どもは採択か、不採択ではっきりここで決をとったほうがいいと、私はこのように提案するものであります。

○委員長　ただいまの御意見もありましたけれども、ここで趣旨採択について決をとらせていただきたいと思いますんで、お願いいたします。それでは、請願平成２７年６月第２号の平和安全法制の整備に反対する請願について、趣旨採択することに賛成の委員の挙手をお願いしたいと思います。

〔「挙手少数」〕

○委員長　挙手少数、趣旨採択は否決をされました。審査を続けたいと思いますが、ただいまの御意見でなから出ておりますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採択と不採択の二通りの意見が出されております。裁決は挙手にて行いたいと思います。なお、挙手をしない委員におきましては、不採択とみなします。採択に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔「挙手２人」〕

○委員長　ありがとうございました。お二人でございます。可否同数ということでありますので、委員会条例第１６条第１項の規定により、委員長の決するところにより裁決をいたします。当委員会の審査結果は、不採択ということで決すべきものと決しました。

○柴田博委員　ちょっともう１回はっきり言って。

○委員長　はい。ちょっとあれでございます。ということで決し。

○柴田博委員　その前から。採択か不採択かもう１回ちゃんとはっきり。

○委員長　そうですか。当委員会の審査結果は、不採択ということで決し。

○柴田博委員　採択にも聞こえるよ。

○永田公由委員　　委員長、ちょっと暫時休憩。

○委員長　　済みません、暫時休憩でお願いいたします。

午前１０時２０分　休憩

午前１０時２３分　再開

○委員長　休憩を解いて再開をいたします。

それでは、途中まで行っておりますけれども、もう一度確認をさせていただきます。可否同数でありますので、委員会条例第１６条第１項の規定により、委員長の決するところにより裁決いたします。請願平成２７年６月第２号平和安全法制の整備に反対する請願については、当委員会は不採択とすべきものと決しました。以上でございます。

陳情６月第３号　「安全保障関連法案」の撤回・廃案を求める意見書採択を求める陳情

○委員長　次に陳情６月第３号「安全保障関連法案」の撤回・廃案を求める意見書採択を求める陳情の審査を行います。委員より質問、御意見がありますか。どうですか。

○永田公由委員　自由討議で。

○委員長　それじゃあ、自由討論でお願いいたします。

○永田公由委員　先ほど請願のときに述べさせてもらった意見のとおり、私はこの陳情についても採択すべきだと考えております。以上です。

○永井泰仁委員　この陳情もですね、先ほどの請願とほぼ同じ趣旨であるということでございますんで、私は不採択ということの判断で、お願いしたいと思います。

○副委員長　先ほどと同じなんですが、特にこの陳情の要旨の中では、最初のほうに①、②と書いてありまして、①には法案の撤回・廃案、これはともかくとしてですね、少なくとも今国会での採択をしないこと。それと②として、その上で広く国民的議論を尽くすことというふうにありますんで、これらを踏まえて趣旨採択としたいということです。

○柴田博委員　私は先ほどの請願と同様にやはりこの陳情についても採択すべきだというふうに思っています。

○中原巳年男委員　ほぼ先ほどの請願と内容的にはあまり変わりがありませんので、これについても不採択ということでお願いいたします。

○委員長　じゃあ、趣旨採択ということでお諮りいたします。それでいいですね。

○柴田博委員　自由討論を終わらないでいいね。

○委員長　自由討論、ほかにはどうでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　皆さん、御意見出たようですので。それでは、先ほどと同じようにですね、趣旨採択の意見が出ておりますので、お諮りをしたいと思います。趣旨採択に賛成の皆さんの挙手をお願いいたします。

〔「挙手１人」〕

○委員長　１人でございます。それでは、この趣旨採択については、否決をされました。

それでは、審査を続けます。御意見は割れておりますけれども、一応これでよろしいですね、意見については。それじゃあ裁決ということで、意見が割れておりますので、採択と不採択の二通りの意見が出されております。裁決は挙手によって行います。なお、挙手をしない委員においては、不採択とみなします。採択に賛成の委員の

挙手を願います。

〔「挙手２人」〕

○委員長　２人ですね。それでは、可否同数でございますので、この件につきましても委員長の決するところにより、裁決をしたいと思います。当委員会の審査結果につきましては、当委員会は不採択とすべきと決しました。以上でございます。ありがとうございました。

それでは、暫時休憩をお願いします。

午前１０時３１分　休憩

―――――――――――――――

午前１０時３３分　再開

○委員長　休憩を解きまして、ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては、円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみ発言し、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いします。また、発言は必ずマイクを通していただきますので、スイッチ等に気をつけていただくようお願いいたします。議事進行への協力をお願いします。

それでは、最初に普通会計の決算概要について、説明をお願いいたします。

○財政課長　それでは、よろしくお願いいたします。お手元にですね、Ａ３に拡大いたしました決算状況をお示ししてございます。決算カードと呼ばれるものでございますけれども、これ、同じものが決算説明資料の１０７ページにもございますので、よろしくお願いいたします。この決算状況につきましては、一般会計のほかに奨学資金貸与事業特別会計合わせまして、１つの普通会計として整理をしたものでございます。また、会計間の繰り入れですとか、繰り出しといった重複した部分は、それぞれ相殺をして処理をしたものでございますので、単純合算とは異なりますので、よろしくお願いをいたします。

（資料「平成２６年度普通会計決算状況」説明）

○委員長　ほかには、いいですよね。普通会計の決算概要について説明をいただきましたが、この件について御質問ありますか。

○永井泰仁委員　都市計画税は目的税ということで、ここに載っておりまして、収入が３億６，５８９万４，０００円とうことで、税率が１００分の０．２ということでありますが、平成２６年度に限りまして、都市計画事業にどのくらい充当されて、残りは起債の償還だと推測しますけれども、この内訳について説明してください。

○財政課長　恐れ入ります、決算説明資料の１１ページをお願いいたします。決算資料の１１ページということでございます。都市計画税の充当状況をお示ししてございます。この表の左が事業名、それぞれございます。街路事業に事業費３億９，０００万円余。街路にかかわります起債の元利償還金も２億８，０００万円余とございます。ごらんのとおりの事業を実施をし、あるいは過去の起債の元利償還を行いまして、一番下にありますとおり都市計画事業費６億８，９００万円余の事業費。起債の元利償還金が、１２億４，６００万円余ということでございます。これについては、それぞれ特定財源ございますので、一般財源の規模で言いますと事業費に対しては７，６００万円余と、償還金については、そのままでございます。一般財源の合計が事業、あるいは元利償還に対しまして、１３億２，２７１万８，０００円ということでございまして、右側にあります都市計画税の充当額、決算額でございますが、３億６，５００万円余との対比がですね、充当割合２７．７％を都市計画税を充当

させていただいている、こういう内訳でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員　今、この関係で確認でございますが、これから塩尻の駅北の区画整理とか、野村桔梗ヶ原地区の区画整理が始まれば、当然この都市計画税はそちらのほうの事業のほうへ充当される割合が高くなると、そういう判断でよろしいでしょうか。

○財政課長　おっしゃられますとおり都市計画税につきましては、県知事の認可を受けた事業でなければ充当できないということでございますので、そのとおり充当させていただくということになろうかと思います。

○委員長　審査していく中で、何かありましたら御質問をいただくということで、ほかにはございませんか。ありがとうございました。

議案第１号　平成２６年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中　歳入全般、歳出１款議会費、２款総務費（１項総務管理費１４目人権推進費及び１５目市民交流センター費を除く）、３款民生費中１項社会福祉費８目国民健康保険総務費、９目後期高齢者医療運営費及び４項国民年金事務費、４款衛生費（１項保健衛生費１目保健衛生総務費、２目予防費、３目保健対策費、４目母子保健指導費、６目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び２項清掃費１目し尿処理費を除く）、８款土木費中１項土木管理費２目交通安全対策費のうち交通安全対策事業諸経費及び３目輸送対策費、９款消防費、１２款公債費、１３款諸支出金、１４款予備費、財産に関する調書

○委員長　それでは、議案第１号平成２６年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。慣例によりまして歳出から説明をしていただきますが、たくさんありますので区切って行います。初めに歳出１款議会費６４ページから２款総務費１項９目の秘書費９１ページまでの説明を求めます。

○人事課長　それでは、歳出の中の人件費につきまして、御説明をさせていただきます。人件費につきましては、各課共通でございますが、当該科目ごと備考欄に一般職の正規職員につきましては職員給与費として、また嘱託員につきましては嘱託員報酬、臨時職員につきましては臨時職員賃金で、それぞれ計上しております。原則といたしまして、各課の説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議会事務局次長　それでは、決算書６４、６５ページをお願いいたします。１款１項１目議会費から説明をさせていただきます。平成２６年度決算額の総額につきましては、２億３，３００万円余でありまして、前年度対比５００万円余の増となっております。増額となった主な要因につきましては、議員報酬につきまして、一昨年は１０月から３月までの半年間５％減ということがございましたけども、昨年は通常に支給されたことに伴うものでございます。それから、議員共済給付費負担金の負担率の改定に伴うもので、それぞれ増となったということでございます。

それでは、６５ページの備考欄をお願いをいたします。最初の白丸、特別職給与費の議員報酬２２人分、９，４９０万８，０００円につきましては、前年度対比２３６万円余の増。次の黒ポツ、議員期末手当３，４３２万円余につきましては、前年度対比１６６万円の増となっております。それから、次の黒ポツ、議員共済給付費負担金４，８７８万円余につきましては、負担率が２５年度５１．９％、昨年につきましては、５２．８％に改定されたことに伴いまして、８３万円余の増となっております。

それから、白丸を１つ飛びまして、議会活動費につきましては、上から６つ目の黒ポツ、費用弁償２２９万円余につきましては、常任委員会、議会運営委員会等の行政視察、それから会議出席に伴う費用弁償でございます。黒ポツ少し飛びまして、備品購入費１８万３，６００円につきましては、全員協議会室の赤外線会議システムのユニットマイク３点を増設したものであります。議会費の主なものについては、以上でございます。

○人事課長　それでは、６６、６７ページをお願いいたします。２款総務費１項総務管理費１目一般管理費の１つ目の白丸でございます。嘱託員報酬でございますが、これは１４人分の嘱託員報酬でございまして、庶務課、秘書広報課等の嘱託、あるいは産休代替等の嘱託員分でございます。

次の白丸、特別職給与費でございますが、こちらは理事者２人分の給与、または手当でございます。

次の白丸、職員給与費でございますが、その１つ目の黒ポツ、一般職員給料につきましては、一般職員７７人分の給料でございまして、総務部、協働企画部、会計課等の職員に対する給与でございます。その下の黒ポツ、一般職手当につきましては、６億３，７００万円余のうち退職手当につきまして、２２人分４億２，４００万円余として支払ったものでございます。

次の白丸、臨時職員給与費でございますが、福祉課等の臨時職員７人分と産休代替等の臨時職員分でございます。以上でございます。

○庶務課長　それでは、次の白丸、一般管理事務諸経費６２８万円余について、主な内容を説明いたします。最初の情報公開審査会委員報酬５人分、１万６，０００円余につきましては、塩尻市情報公開条例の規定に基づき設置した情報公開審査会の委員の報酬でございます。２つ下、消耗品３９５万円余につきましては、印刷機の用紙、それからインク代等の代金でございます。３つ下、弁護人委託料３１万円余に関しましては、市が委託している弁護士に対する簡易な相談等の委託料でございます。以上です。

○秘書広報課長　次の白丸、秘書事務諸経費でございますが、こちらのほう、主な内容を御説明いたします。１つ目の黒ポツ、市長表彰等記念品代でございますが、こちらにつきましては、１１月３日実施の市長表彰式における有功表彰８人、善行表彰４団体の記念品代、それから義務教育９カ年皆勤記念品代ということで２１名分でございます。それから１つ飛びまして黒ポツ、交際費、こちらにつきましては、市長の対外的活動、交際上の経費ということで１９０件の支出でございます。下のほうにずっと飛びまして、下から４行目、３行目でございますが、全国市長会負担金、それから県市長会負担金につきましては、全国、県市長会の運営費等を市の規模に応じて負担したものでございます。一番下の黒ポツ、信州塩尻会事業補助金、こちらにつきましては、東京、名古屋、関西塩尻会、年１回行っております塩尻会の通信運搬費、会場費等でございます。以上でございます。

○庶務課長　次に６９ページをお願いいたします。最初の白丸、庁舎施設管理費６，１３１万円余の主なものでございますが、６つ下に燃料費２００万円余がございます。庁舎及び、もうありませんが北庁舎の灯油及びＬＰＧの代金でございます。その下、電力使用料１，４３５万円余につきましては、同様に庁舎及び北庁舎の電気使用料でございます。１３行ほど下になりますが、庁舎管理業務委託料６８５万円余でございますが、これは庁舎の日常清掃で２カ月に一遍行っております定期清掃、あと外部ガラス清掃、あと空気環境委託料、それから水質検査等の委託料でございます。また、１３行ほど下に電話交換業務委託料６１４万円余がございます。これにつきましては、外部から市役所に着信しました電話を各課に取り次ぐ電話交換業務の委託料でございます。

次の白丸、平和祈念事業５９万円余の主なものは、費用弁償の一番下ですが５３万円余が主なものでございま

して、ヒロシマ青少年平和の集いと平和祈念式典へ参加した、市内各中学校の生徒の旅費等の費用弁償でございます。以上です。

○選挙管理委員会事務局長　次のページをごらんください。固定資産評価審査委員会費ですが、１５万１，８１５円でしたが、主なものは委員報酬の８万５，５００円で、これは年３回開催しました会議、研修会に出席された委員３人に対して、それぞれに日額９，５００円の報酬を支払ったものでございます。以上です。

○秘書広報課長　続きまして白丸、都市交流事務諸経費でございますが、こちらのほうにつきましては、１つ目の黒ポツ、有料道路等使用料ということで、こちらは姉妹都市訪問に伴う有料道路代でございます。１つ飛びまして黒ポツ、都市交流協会補助金１０万円になりますが、こちらについては姉妹都市等の親善交流事業等に要する経費に対する協会への事業補助金でございます。以上でございます。

○人事課長　次の白丸、人事事務諸経費でございますが、１，６００万円余でございます。１つ目の黒ポツ、特別職報酬等審議会委員報酬につきましては、１０月２８日、１１月１１日の２回開催いたしました委員、延べ１３人分の報酬でございます。その７つほど下の黒ポツでございます。職員採用試験事務委託料につきましては、財団法人日本人事試験研究センターに教養試験、専門試験、職場適正検査につきまして、事務委託をしているものでございます。職員採用試験にはですね、応募者１３７人に対しまして、この４月採用で２７人という結果でございました。以上でございます。

○庶務課長　次の白丸、庁舎大規模改修事業７億２，６５５万円余の主なものでございますが、２つ下の黒ポツで、工事監理委託料７５７万円余は、工事にかかわる監理委託料です。その下、庁舎耐震改修工事７億１，４２７万円余の内訳でございますが、建築主体工事が２億９，９２６万円余、機械設備工事が２億３，３６９万円余、電気設備工事が１億８，１３２万円余でございます。その下、備品購入費４６８万円余の主なものは、議場用の椅子２６点、４５３万円余でございました。

次の白丸、車両管理諸経費１，６７８万円余の主なものでございますが、２つ下、燃料費３２６万円余は、公用車のガソリン代並びに軽油の代金でございます。８つ下に自動車等借上料９６３万円余がございますが、これにつきましては、庶務課が所轄をいたします公用車１１台分のリース料、さらに民間会社から大型バスを借り上げてございますが、その賃借料でございます。

次に７３ページのほうをお願いします。一番上の白丸、庁舎大規模改修事業（繰越）でございますが、これは、本来であれば平成２５年度決算で経理すべきものでありましたが、大雪等により工事に遅れが生じたため、出来高の割合によって未完成に相当する額を翌年に繰り越したものでございます。額は１億３，２３９万円余でございます。主なものとしましては、最初の工事実施設計委託料１０８万円につきましては、市民ホールの内装に係る実施設計を委託したものでございます。その下、工事監理委託料１３７万円余と、それから庁舎耐震改修工事１億２，９９４万円余は、先ほどの出来高で繰り越した部分の相当額に、平成２６年３月議会において議決をいただきました、平成２５年度一般会計補正予算の第５号に計上いたしました市民ホールの改修工事との合計額で１億２，９９４万円余となり、その内訳は、建築主体工事が８，８０２万円、電気設備工事が２，０５３万円余、それから市民ホール改修工事が２，１３８万円余でございます。

次に２目の文書広報費でございますが、最初の白丸、文書事務費２，９２６万円余の主なものでございますけれど、２つ下、消耗品費２０２万円余は、法令集の追録代でございます。２つ下、郵便料２，２０８万円余でご

ざいますけど、市から発送する郵便物等の郵送料金等でございます。その下、例規管理システム委託料３８４万円余は、条例規則等に関する職員向けのシステム、及び市のホームページにおける閲覧システムの更新管理にかかわる委託料でございます。以上です。

○秘書広報課長　続きまして白丸、広報広聴活動事業４，１９３万６，０００円余でございますが、主なものを申し上げます。初めの黒ポツ、行政チャンネル放送番組審議会委員報酬５人分、こちらにつきましては、１１月１９日に開催された行政チャンネル放送番組審議会における委員報酬でございます。放送法によりまして、放送番組審議会に義務づけられているもので年１回行うものですが、７名委員はおりますが、お二人欠席等で５人分ということになっております。ちょっと９行飛びまして、黒ポツの印刷製本費１，１２３万２，０００円余でございますが、こちらは８月と１２月を除きまして、毎月２回発行しております広報しおじりの２万２，０００部の印刷製本費になっております。６行飛びまして１８行目になりますけど、オフトーク放送広報料、こちらにつきましては、農事放送農協のオフトーク通信によります市からのお知らせ等緊急情報、合計９５２件の発信料になっております。ただ、こちらにつきましては平成２７年２月末で放送は終了しております。それから次の黒ポツ、有線テレビ広報事業委託料でございますが、こちらのほうにつきましては二手に分れておりますけれど、行政チャンネル業務委託料、こちらにつきましては、行政チャンネルの番組製作、撮影編集、それから送出機器、配線の保守管理の委託料でございます。それから、その下の有線テレビ広報事業委託業務料でございますが、こちらのほうはテレビ広報しおじり、１５分番組でございますが、この製作、放映等の委託料でございます。その下、黒ポツ、広報配送仕分作業委託料、それからその下、広報配布委託料、こちらにつきましては、シルバー人材センターに広報の配送仕分、配布等の作業を委託したものでございます。それから、４行飛びましてホームページ管理システム使用料、それから声の広場・緊急メールシステム使用料、これにつきましては、それぞれ５年のリース期間によりまして、それぞれホームページが日立公共システムエンジニアリング、それから声の広場・緊急メールが、ＮＥＣキャピタルソリューションということで委託契約をしまして、リース料でございます。それからあと、下から３つ目でございますが、日本広報協会負担金、こちらのほうにつきましては、市の広報部分で人口規模によりまして、負担金ということで支出しているものでございます。以上でございます。

○会計管理者　続きまして、その下から次のページ上段、３目会計管理費について御説明申し上げます。会計事務諸経費決算額１，４０７万３，９０５円ですが、主なものについて御説明申し上げます。３つ目の黒ポツ、印刷製本費１４１万２，０００円余につきましては、決算書及び支払い通知書等の印刷代でございます。７５ページの上から２つ目の黒ポツ、電算機器使用料１４３万６，０００円余につきましては基幹系システム使用料、また１つ飛びまして、財務会計システム使用料９５２万３，０００円余につきましては、財務会計事務にかかわるシステム使用料、ともに情報政策課の指示額によるものです。以上でございます。

○財政課長　次の４目財政管理費でございます。２つ目の白丸、財政管理事務費、これにつきましては財政係の一般事務経費でございます。

○庶務課長　次にその下の白丸、契約事務諸経費４６４万円余の主なものでございますけれど、この欄の下から２つ目の黒ポツに工事実績情報システム使用料１２万円余がございます。これは一般財団法人である建設技術センターが運営いたします発注者支援データベース・システムに蓄積された情報の閲覧等に係る使用料でございます。このシステムは公共事業の入札、契約、施工の各段階で、発注者に必要な建設会社に関する情報、それから

技術者に関する情報、工事に関する情報の入手ができるものでございます。なお、このシステムの利用は国、それから地方公共団体、その他政令で定められた法人にのみ使用が限られておるものでございます。その下、財務会計システム使用料３８０万円余につきましては、本市に導入された同システムのうち、契約管理にかかわる部分のリース代金でございます。以上です。

○財政課長　次の５目財産管理費でございます。白丸の嘱託員報酬につきましては、登記事務にかかわる嘱託員１人分の報酬でございます。

その下の白丸、財産管理事務諸経費でございます。主なものにつきましては、中段あたりの黒ポツです。全国市有物件災害共済会分担金、ほぼ前年と同額でございますけれども、これにつきましては、公用車１５７台、それから建物２３４施設、これらに対しての保険の掛金でございます。その下の特殊建物定期報告委託料につきましては、前年度の決算より２２０万円ほど、ほとんど増額となっております。これは建築基準法に基づきまして、施設の防火構造等につきまして点検を行うというものでございまして、建物の用途によりまして毎年行うものでありますとか、２年に１回、あるいは３年に１回のものがございます。２６年度につきましては、小坂田公園のスライダープール、それから小中学校１４校、それから緑が丘住宅２棟を実施したというものでございます。それから１つ飛びまして、市道分筆測量等委託料、これにつきましては、以下に明細をお示ししてあります路線等の分筆、あるいは測量等を行ったものでございまして、合計３４カ所を実施したというものでございます。それからおめくりいただきまして、黒ポツです。土地等賃借料４，１２１万円余でございますけれども、これにつきましては、土地の賃借料、決算説明資料の８１、８２ページに明細がございますので、ごらんいただければというふうに思います。

その下の白丸、基金積立金と次の白丸、土地開発基金繰出金、これにつきましては、決算説明資料で若干説明をさせていただきますので、決算説明資料の３０ページをお願いいたします。決算説明資料の３０ページ、基金運用状況をお示ししてございます。一番上の財政調整基金につきましては、２５年度末残高が３２億６，３００万円余でございました。そこに２６年度決算としまして積立金でございます。５億４，２００万円余を積み立てをいたしました。これは決算剰余金が６億２，９００万円余ございましたけれども、その２分の１を下回らない額を積み立てるというものでございまして、２分の１にさらに上積みをし、５億４，０００万円を積み立てたということでございまして、繰り入れることなく２６年度末残高、一番右側でございます、３８億６００万円余の残高となっているものでございます。それから１つ飛びまして、道路施設整備基金でございます。これにつきましては、２６年度決算の繰入金の欄に６，０００万円余の繰り入れをしてございます。これについては、ちょっと説明をさせていただきますけれども、２４年度の国の経済対策、補正がございました。２４年の国の経済対策によりまして、地域の元気臨時交付金１億７，０００万円の交付金を活用しまして、２５年度に繰り越しをいたしました。２５年度中の事業に充当できなかったものが、残り６，０００万円でございます。これを２５年度に基金に積み立てをいたしまして、２６年度中に使うことができるというものでございました。したがいまして、２６年度に利子を含めて６，０２１万円余を取り崩し、道路事業に充当させていただいたというものでございます。それから、その下の減債基金でございます。減債基金に４，１００万円余を積み立てをしてございます。実はこれは、２１年度の市民交流センターの建設事業に当たりまして２億円、ワイン債と申します市場公募債２億円を公募をいたしたものでございます。それが２７年度に一括償還を迎えますので、それに備えまして２２年度

から２６年度まで４，０００万円ずつを積み立ててきたというものでございまして、最後の積み立てでございます。それから下のほう、中段になります。合併振興基金につきましては、限度額１４億６，２００万円まで積み立てをするという予定でございます。２６年度は最後でございまして、これで積み立て完了でございます。利子を含めまして、一番右側の残高が３月末現在１４億８，７００万円余の現在高となったというものでございます。こういったことをいたしまして、一番下のところ特別会計含めまして、一番右下、合計が３月末現在７１億９，５００万円余の残高となったというものでございまして、前年度よりも８億９，０００万円余増加したというものでございます。財産管理費については、以上でございます。

○企画課長　６目企画費、決算額全体で３，１６５万４，２９３円でございます。決算書の備考欄の最初の白丸、企画調整事務費、最初の黒ポツでございます。専門委員報酬１人分、２９４万円でございますが、専門委員を任命いたしまして、行政評価全般のマネージメントに専門性を発揮をしていただきました。次の公の施設指定管理者選定審査会委員報酬３万３，０００円余でございます。５人の委員により２回開催をいたしました。継続２施設、新規１施設について、事業者を選定をいただいた委員報酬であります。

次の白丸、第五次総合計画策定事業１，１４１万円余でございます。２５年度、２６年度２カ年かけて策定を進めてきたものでありまして、総合計画審議会委員報酬、懇話会委員謝礼のほか、ページをおめくりいただきまして、７９ページ備考欄の上から４つ目の黒ポツでございます。総合計画策定支援委託料、これにつきましては策定にかかわり、シンクタンクに１，０６５万円余を支出したものでございます。

それから、上から２つ目の白丸、行政評価推進事業１４万円余でございます。外部評価機関として設置をいたしました行政評価委員会にかかわる報酬等の必要経費を支出したものでございます。以上でございます。

○企画担当課長　次の白丸、信州しおじりふるさと寄附金事業でございます。支出総額３５万６，０００円余でございますが、黒ポツ上から３つ目につきましては、返礼品の購入、それから返礼品の発送にかかる諸費用、郵送料でございます。それから、最後の黒ポツ、ホームページ作成委託料につきましては、市のホームページでのですね、特設ページの開設に係る作成委託料でございます。以上です。

○情報政策課長　次７目情報開発費を申し上げます。住民情報等電算システム管理事業ということで１，２５４万円余、主な内訳を申し上げます。電算機器使用料１，１１９万円余、これは住民情報に係る部分の各課に割り振りをしています部分の情報政策課分でございます。

次の白丸、行政情報等ネットワークシステム整備事業でございます。５，２３４万５，０００円余、主なものといたしまして下の黒ポツ、システム保守委託料でございます。３７５万９，０００円余。下の黒ポツ、パソコン等使用料１，４４８万９，０００円余。その次、電算機器使用料３，２１８万２，０００円余。次、総合行政ネットワーク運用負担金としまして、１９１万３，０００円余でございます。これは、全体として内部事務に係るものでございます。

次の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業でございます。９，０８４万６，０００円余ということでございますが、主なものとしまして、２つ飛びまして黒ポツ、指定管理料といたしまして、７，５３８万４，０００円、これは塩尻情報プラザの指定管理料でございます。次に黒ポツ、拠点施設機器更新委託料１９４万４，０００円、パソコン等使用料７９５万２，０００円余、それから電柱共架料、これは光ファイバー分の電柱を借りている分でございますが、３２４万２，０００円余、それに関する支障物移転として、支障移転等工事７箇所、

１３０万５，０００円余でございます。

次のページでございます。情報処理事務諸経費としまして、３１８万３，０００円余でございます。主なものといたしましては、消耗品としまして、情報機器、ハブやルーター機器、それからケーブル等ございますが、１３０万７，０００円余でございます。

次の白丸、分散型無線ネットワーク事業４９６万８，０００円でございます。これは、子ども見守りシステムを含むですね、センサーネットワーク全般の保守、無線装置保守点検委託料として、４９６万８，０００円でございました。

次の白丸、グループウェアシステム再構築事業でございます。３６３万７，０００円余でございます。これは、対外、対内、メールとかですね、電子掲示板、回覧板、内部のものを含めまして電算機器使用料として支払ったものでございます。

次の白丸、印刷管理システム整備事業としまして、３８０万８，０００円余でございますが、主なものとしまして、１つ飛びまして黒ポツ、電算機器使用料２０８万９，０００円余。その次でございますが、印刷機等使用料として、１２９万９，０００円余でございました。以上でございます。

○地域振興課長　それでは、続きまして８目地域づくり振興費をお願いいたします。決算額全体で６，８４６万３２０円でございますが、備考欄最初の白丸、地域づくり事務諸経費１８６万９，０００円余でございます。こちらは地域づくり係の臨時職員の賃金等の事務費が主なものでございます。一番下の黒ポツ、協議会負担金３万円につきましては､県内６６市町村が加入いたします田舎暮らし楽園信州推進協議会への負担金でございますが、これまで空き家バンク関連で加入していたことから、本年度から企画課シティプロモーション係担当へ所管がえとなっております。

次の白丸でございますが、行政連絡諸経費４，８０１万３，０００円余につきましては、最初の黒ポツ、行政連絡長報酬６６人分の２，９３９万円余、それから下から２つ目の黒ポツになりますが、行政連絡委託料１，７２４万円余が主なものでございます。これらは、行政連絡事務及び広報紙等の文書配布に係ります委託料でございます。

次の白丸、地域審議会事務諸経費１５万円余は、楢川地域審議会を３回開催いたしまして、延べ４５人分の委員報酬でございます。なお、平成１７年４月に合併をいたしまして１０年を経過したこともございまして、設置期間満了ということから、平成２６年度をもって楢川地域審議会は解散をいたしました。

次の白丸でございますが、コミュニティ活動支援事業の最初の黒ポツ、ふれあいのまちづくり事業補助金でございますが、これは各区が行いました地域の活性化を図る事業に対しまして、補助金を交付したものでございます。地域づくり事業といたしまして、高出地区の分区１０周年記念事業、それから贄川区の贄川の森公園マレットコース整備事業にそれぞれ８０万円、そのほか６件の補助、全体で３００万３，０００円でございました。また、ずくだし事業といたしまして、床尾区に対しまして、大堤公園の池の周辺にプラロープや看板を設置する事業に対しまして２万３，０００円を交付いたしました。なお、これとは別に安全確保のため堤の周囲にフェンスの設置工事を行うため、この地域づくり事業の補助金といたしまして３月に補正予算対応をさせていただきましたが、事業の完了が新年度になったことから、工事費の補助７９万９，０００円の繰越明許の手続をとらさせていただきました。ページをおめくりいただきまして、８３ページ最初の黒ポツ、集会所改修事業補助金でござい

ますけれども、これは宗賀洗馬区の第十二常会集会所の排水工事、水洗トイレにかかわる改修工事、それから高出五区の緑ヶ丘集会所の屋根の改修工事に対する補助金、合わせて７９万６，０００円でございます。その下の黒ポツ、コミュニティ助成事業補助金につきましては、宝くじの収益金を財源といたしまして自治総合センター、長野県市町村振興協会が行います補助事業でございまして、塩尻東地区の上町町内会の山車の車輪、車軸の改良に２５０万円、郷原区の公民館備品の整備１９０万円、ほか２件の防災備品の整備に係る補助、全体で８３０万円を支出したものでございます。

次の白丸、防犯灯管理事業の防犯灯設置改修補助金１１９万６，０００円につきましては、新設、あるいは改修されました一般防犯灯、指定防犯灯、合わせまして１２３基に対するものでございます。次の黒ポツ、指定防犯灯電気料補助金３１０万９，０００円は、集落間にございます指定防犯灯６３７基の維持管理をしていただいております区等に対しまして、電気料を補助させていただいたものでございます。

次の白丸、地域活性化支援事業１９９万９，０００円は、地域が主体となって身近な課題を解決していく緊急的な整備事業や改修事業、地域の人材につながる事業などに対しまして、交付金を交付したものでございます。市内１０地区に２０万円を上限といたしまして、例えば土のう用の砂置き場の整備事業ですとか、区への加入促進に関するチラシ等の印刷製本費、看板の設置、補修事業など交付させていただいたものでございます。

続きまして、９目支所費でございます。支所費につきましては、右側備考欄の白丸、片丘支所管理運営費以降、各支所ごとにお示しをしてございますけれども、各支所ほぼ共通しておりますので、８３ページの片丘支所管理運営費を例に御説明を申し上げます。主なものといたしましては、２つ目の黒ポツ、臨時職員賃金、これは１人分でございますが１３３万円余でございます。そこから４つほど飛びまして電力使用料５９万４，０００円余、また７つほど飛びまして、清掃委託料６６万７，０００円余などとなっております。このほかは、ごらんのとおり消耗品費、それから燃料、上下水道使用料等々、支所の管理運営に係る経費として執行しているものでございます。なお、臨時的な支出といたしましては、下から２番目の黒ポツ、備品購入費でございますが、調理室の老朽化したＦＦ式温風暖房機１台を取りかえたもので１７万円余でございます。

ページをおめくりいただきまして、８５ページ備考欄最初の白丸、宗賀支所管理運営費の９つ目の黒ポツ、営繕修繕料４１万７，０００円余でございますが、これは大会議室の倉庫の雨漏り修理のほか、軒とい及び軒下板の修繕などを行ったものでございます。

もう１枚ページをめくっていただきまして、８７ページ最初の白丸、洗馬支所管理運営費の真ん中辺の黒ポツでございます。備品修繕料３５万６，０００円余につきましては、農産加工室の加圧釜の煮かごの老朽化に伴いまして取りかえるということで、前年度からの２カ年計画で交換をしたものでございます。以下、支所費につきましては、９１ページまでお示ししてございますが、支所費につきましては以上でございます。

○委員長　ありがとうございました。ちょっと中途半端な時間ですが、５分休憩させていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。それじゃ、私の時計で３５分までということで。あの時計で大体あってますので。

午前１１時２８分　休憩

午前１１時３４分　再開

○委員長　それでは、休憩を解きまして行いたいと思います。説明を受けた６４ページから９１ページまでの質

疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○柴田博委員　６７ページの真ん中あたりの情報公開審査会委員報酬５人分というやつですけども、これは情報公開の審査請求があった場合だけ行われる委員会なのか、それともそうでなくて定期的にやるものなのかということと、あと現在これ、どんな方が委員になっていらっしゃるのか、わかったら教えてください。

○庶務課長　係長からお答えさせていただきます。

○行政係長　情報公開審査会ですけども、不服申し立てがあった場合が開催の主な趣旨ですけども、そのほかの所掌事項といたしまして、個人情報に関することについても対象としております。委員の任期が２年ということになっておりまして、平成２６年度につきましては、その改選の年になりました。任命とですね、あとマイナンバー制度が動き始めましたので、その部分について御審議をいただいたという内容です。

委員の方ですけども、識見を有する者ということで５名の方が委員になられておりまして、弁護士の方、あと大学の先生がお二人、あと商工会議所の会頭、それとＮＰＯ法人の理事の方が、それぞれ委員をしていただいております。以上です。

○柴田博委員　もう１点、済みません。７１ページの真ん中よりちょっと下の庁舎耐震工事ですけれども、ここに３箇所と入っているんですが、繰り越しでなった分も３箇所と入っているんですが、これはどういう意味なんですか。

○庶務課長　ちょっと表記が適切でなかった部分がございまして申しわけないですが、お手元の工事費等明細書の冊子が別にございますけれど。この冊子でございますが、そこの１ページを開いていただきますと、そこにこの３つに相当する部分の記載がございまして、金額の内訳がそこに書かれております。申しわけございません。

○柴田博委員　いいです。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員　７５ページの市道の分筆測量の委託料でございますが、先ほど３４カ所という話でございましたが、これは市内業者を主に発注していますか、それとも測量資格の持っている、この近在なのか。その辺の発注状況は、どんな状況でしょうか。

○財政課長　こちらについては、市内の登録業者にお願いをしてございます。以上でございます。

○永井泰仁委員　そうすると大小にかかわらず、市内で発生する分筆だとか、測量だとか、地積更正等は、全部市内業者に原則的に発注するということで、市外の大きな測量会社の資格を持っているとことか、そういうとこへは発注する予定はないですか。

○財政課長　大小ございますけれども、基本的には市内登録業者で対応してございます。今後もそうであります。

○永井泰仁委員　今のところ間に合ってるんですね。いいです。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○副委員長　６７ページをお願いしますが、中ほどに弁護人委託料というのがありますけれども、件数的には何件くらいになったのか。

○庶務課長　係長からお答えさせていただきます。

○行政係長　２６年度の相談件数につきましては２２件、時間にしますと約２２時間３０分という内訳になっております。以上です。

○副委員長　一般的な単価で言うと、２２時間ということになると換算すれば、この委託料は超えるんでしょうか、超えないんでしょうか。一般的な額で言うと。

○行政係長　おおむねですね、弁護士会のほうの相談委託料の基準といたしまして、１時間当たり１万円という額が基準になっておりますので、そうすると実際は２２万円ぐらいなのかなっていう部分はございますけども、ただ実際、これは課から報告を受けている内容でございまして、主に訪問して相談したものが主になっております。そのほかに電話で相談をしたりですとか、あと場合によっては、文書等の作成をしていただいているケースもございますので、金額としては妥当なものだというふうに考えております。以上です。

○副委員長　私は、要はたまたま聞いたのはですね、聞いて余ってるんじゃないかということを言うんじゃなくて、今、業務も大変忙しくなってきていますし、法的な専門的なことは、こうやって効率的にどんどん相談して片づけていったほうが、早く済むと思うんですね。ただ、そういう意味では逆にもっと予算をつけて、もうどんどんどんどんそういうことは活用していったほうがいいんじゃないかということを申し上げたいんで、また参考にしていただければいいと思います。

○柴田博委員　７３ページの真ん中あたりの広報しおじりの関係ですけど、２万２，０００部印刷されてるということでしたが､以前に一部区等に加盟してない市民の皆さんに郵送してるって話､聞いたことあるんですけど、実際には今どのくらい、もし郵送してるんであれば、どれくらいあるかということと、どこがそういう仕事をやっているかということを教えてください。

○秘書広報課長　今、委員さんがおっしゃれるとおりに自治会を通して配布をしておりますが、実際自治会に加入されていない方につきましては、郵送で行ってる部分はございます。件数につきましては、ちょっと後で出します。お願いします。

○委員長　ほかにはどうですか。

○永田公由委員　まず７３ページの行政チャンネル業務委託料の関係で、今、行政チャンネルを見れる家庭というのは、市内で何件くらいありますか。

○秘書広報課長　現在、テレビ松本の加入世帯になりますが、加入世帯自体が１万８００世帯になります。このうち５，９００世帯が行政チャンネルを見れる世帯ということになりますので、世帯で割りますと、全体で２割の方が行政チャンネルを見れるというような形になります。以上です。

○永田公由委員　それで、あれですか、テレビ松本なり、市の広報なりで加入促進というのはされてるわけですか。いわゆる行政チャンネルを見れるように何か啓発なり、啓蒙なりされていますか。

○秘書広報課長　市としては、特別加入促進は行ってないんですが、ただ、もちろんテレビ松本さんの方では加入促進は行っておりますけど、行政チャンネルを見ていただく部分では、やはり議会中継とか、いろんな市長の定例会見とか視聴ができますので、表立って市では加入促進は行っておりませんが、間接的に行っている部分がありますが、ちょっと具体的にどの部分で行ってるかっていうのは、なかなかちょっとできない部分がございます。

○永田公由委員　今、せっかく６００万円からかけてるんで、年に１回くらい広報しおじりなり、ホームページなりで、幾らかこういうことをやってますので、ぜひ加入してくださいというようなことをするように、これは要望としておきます。

７９ページの塩尻情報プラザの関係ですけど、これもうできて大分たってきてて、今、当時の状況とは大分情勢が変わってきてると思うんですよね。今現在、情報プラザを利用されてる市民の方っていうのは、実数では大体何人くらいおられるわけですか。

○情報政策課長　現在、資料がございませんので、後で申し上げたいと思います。済みません。

○永田公由委員　やはりえんぱーくへそういった方たちは集中してるんではないかと。それで、情報プラザの施設自体ですね、本当に有効活用されてるのかなっていうちょっと疑問があるんですが、もう少し建物自体の施設、いわゆる部屋だとか、入ってすぐのホールだとか、いろんなところがありますが、そういった活用について見直す時期に来てるんではないかと思いますけども、課長はどのように考えておられますか。

○情報政策課長　えんぱーくもございますけれども、お年寄りの方がですね、パソコンをお持ちになって接続をしてもらいたいだとか、機器の具体的な技術関係の問題があって接続をしたいんだけどっていうことは、えんぱーくでは、なかなかできませんというようなことで断られるというような形で情報プラザにまいられて、そこで課題解決をされる方もたくさん現在はいると聞いておりますし、あとネットワーク、あるいはエクセルを使って会計をやるだとかっていうことではなくて、もっと高度なものの部分で、現在ホームページを扱う部分で高度なところを塩尻情報プラザのほうでは、役割としては、全体としては分けております。したがいまして、高度なことの御質問があれば、塩尻情報プラザにおいでいただいて解決をする。また、単なるインターネットを見たいだとかですね、閲覧をしたい、そういうことにつきましては、現在えんぱーくのほうに回っているっていうような統計も出てございます。年代についても難しいことと、簡単なことがございまして、高校生でしたら高校の終わった時間にえんぱーくに立ち寄るというようなことが、大勢を占めているってことでございます。

○永田公由委員　やはりこの社会情勢がだんだん変わってきている中で、ただ漠然と前年踏襲ではなくて、これから情報プラザをどういうふうに運営していくか、また経費の削減を図っていくか、それと有効活用していくかっていうようなことについては、やはりどこかで立ちどまって見直す時期がぼつぼつ来てるんではないかというふうに私は感じてますので、ぜひその辺については、検討していただくように要望しておきたいと思います。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員　８１ページの上の方で、分散型無線ネットワーク事業というのがありますが、子ども見守りシステムの関係でつくったシステムだと思うんですが、それ以外にもいろいろ今、活用されてるというふうに聞いてるんですけど、どんなふうに使っているのかということと、それからあと、子ども見守りシステムは現状、もしどうなっているかわかったら、それも含めてお願いします。

○情報政策課長　現在はですね、子ども見守りシステムのときに市内に六百数十台の中継機を置きまして、子供さんを見守ると同時に、現在は高齢者の認知症の方だとか、安全安心を必要とする方が使っておられたり、あと現在は、ＩＣＴまちづくり事業という国の事業の中で鳥獣害対策にセンサーとして使う、また土砂崩れの関係の山の水分、土の中の水分がどのくらいあるかっていうことによって、土砂崩れを未然に見つけるっていうもの、あるいは川の水位の関係のセンサーでございますので、その部分、あるいは、橋梁の振動センサーをそこに置くことによって、橋梁の主体構造が問題があったときに、そういうシグナルをもらって、メールとして対処をして、そこで目検によって対処をするっていうことなど、まだ数点ありますけれども、そういうことにセンサーとして拡大をいたしまして、事業として取り組みのようなところの実証実験もございますし、事業として高齢者だとか、

子ども見守りは事業としてやっておりますけれども、そういうところがございます。現在、子ども見守りについては、二百数十人の方が利用されてございます。

○柴田博委員　それでですね、子供の関係と高齢者の関係は事業としてやってるっていうことですけど、それ以外は、実験ということなのか、それとも、これから先、先ほど説明があった中で実際に実用化していくようなことが、もし予定されてるのがあれば、どんなものなのか、その辺はどうでしょうか。

○情報政策課長　現在はですね、鳥獣被害について、鳥獣害をセンサーとして使う分については、横展開を現在県外で、私どものクラウドの使用法システムを使いまして、２市実際の事業としてやることを考えて、実際の２６年度の繰り越しとして２７年度に、今年度ですね、やることに予定をされていますし、ほかのセンサー事業につきましては現在、実証事業としてですね、こういう実証の結果、こういう成果があったということを国に報告しておりますけれども、総務省の２８年度の概算要求にいたしますと、中の部分では土砂災害だとか、橋梁の振動についてのいわゆる社会投資をした構造物に対する見守りをですね、ちゃんとやりなさいというようなことも項目には含まれていましたので、現在は実証実験の部分もございますけれども、そういう情勢で変わることもございます。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○中原巳年男委員　６１ページからの支所の関係なんですが、電力料がものすごくばらつきがあるんですが、これは特別何か理由があるわけですか。８３ページから。

○委員長　答弁をお願いします。

○地域振興課長　施設によってもちょっと特殊に違う部分もあろうかと思いますが、基本的には支所の中の電気料が主だと思いますんで、それ以外の部分でちょっと大きく違うところを少し、例えばここ、うちはほかと違うっていうようなところを各支所長のほうから。帰ったの。済みません、一番大きいところで洗馬ですかね。洗馬の関係については、体育館の電気料を一緒に支払っているということだそうですけれども、そのほかにもあれですかね。それから北小野につきましては、老人福祉センターの電気使用料が一緒に含まれているというようなことかと思いますが。

○中原巳年男委員　あと、楢川と吉田。

○地域振興課長　もうちょっと詳しくということであれば、後ほど。

○柴田博委員　楢川と吉田だって。

○地域振興課長　楢川と吉田。ちょっと後ほど整理させていただいて、お答えさせていただきます。済みません。

○情報政策課長　先ほどの情報プラザの利用の人数ということでございましたが、担当係長の方から申し上げます。

○情報企画係長　先ほどの永田委員さんの質問にお答えいたします。昨年度の来館者は１万５，３９３名となっておりまして、一昨年と比べて１，０００名ほどの増となっております。具体的にはですね、ギャラリーの利用者、窓口のところで使っている利用者が９，０３４名ということで、前年比９３％となっておりますが、研修の利用者が６，２１９名ということで、前年度比１３８％というふうになっておりまして、実際には、利用者は今ふえているという状況になっております。以上です。

○委員長　いいですね。ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員　庁舎管理の電話の取り次ぎですが、私のとこだけかどうかわかりませんが、最近市役所へ電話するとですね、交換手がすぐ出ないんですね。それで、いないかい、きょうはって思うころ、やっと何々ですって言って出るけれども、もうちょっとてきぱきした対応をしないとね、ちょっと何か塩尻はサービスが悪いように感じられますがどうでしょうか。

○庶務課長　確かに電話はですね、１回にたくさん着信しますとなかなかスムーズな交換ができないという状況が発生してございまして、これは、議員さんばかりでなく、たまにですね、市民の皆さんからも御指摘をいただくところでございます。それで、まだ正式には決まってはおりませんが、これからのことになりますけれど、市役所のいわゆる電話交換設備がですね、今年度の予算で入れかえを予定してございまして、これと直接関係ないんですが、今、ダイヤルインというシステムがほかの自治体では利用されております。このダイヤルインシステムというのは、各課ごとに五十何局の何番というような番号を振ることによりまして、外から、市民から電話をかけていただく方は代表ではなくてですね、そちらの課のダイヤルを直接ダイヤルしていただくことによって、各課の電話に交換手を介さずに着信するシステムでございまして、県下でも各市で導入が進んでおります。これを本市も、まだ正式な決定手続は得ておりませんけれども、また提案申し上げて、そちらのほうに移行できるのであれば移行することによって、この問題を少しでも解消していければと考えておりますので、そんなところでよろしくお願いいたします。

○永井泰仁委員　受け取るほうの側の機器とか、それから直接担当課へね、あの番号機を入れてやるっていうふうにしないと、全部交換を通してたじゃ、私時計を見て終わったときには、あれ、３分もとにかく交換手が出るまで待ってなきゃ､きょうは市役所閉庁ってことはないがなって言ったら､そのうちに出るような状況でしてね、そろそろ、これからいろいろ法的な手続とか変わってくると、市民課へ直通だとかね、ポイントポイントのとこは、今言ったように直通でね、交換手通さないでもつながるような、そんなシステムをちょっと庁内でふやす方向で考えないと、今のままだと、昔は市役所、電話すりゃあ、すぐ交換が出てくれましたけど、今、そんなことでトイレへ行ってて出ないだか、対応する人数が少ないだかね、ちょっとそのところが疑問符が残るもんですから早急にですね、またその器具と、それから今、御答弁いただいたように頻繁に電話のかかってくる担当課のほうはね、課単位でも、山形村だったら電話帳に山形村税務課っていうのが、庁舎の番号よりも先の位に載ってるじゃないですか。だで、必要な件数の多いとこは、直通電話も利用するような、そんなことも今後の中で考えてほしいということで、これも要望で結構ですけれど、よろしくお願いします。

○秘書広報課長　先ほど柴田委員さんのほうから御質問のありました、市内の個人への郵送の件数ですが、１１４件です。こちらのほうにつきましては、いずれにしても基本的には、個人郵送は行ってないんですが、例えば、アパート等で２世帯以上になれば、その代表の方に郵送を行うことをしておりますので、基本的には個人個人には送らないんですけど、アパート等の対応でそのような形をとってる部分がございますので、その件数１１４件ということです。

○柴田博委員　その郵送作業っていうのは、どこが、誰がやってるんですか。

○秘書広報課長　職員が行って。

○柴田博委員　自分たちでやってる。

○秘書広報課長　ええ、こちらで。自治会への配送については、シルバーのほうに委託しておりますけど、個人

郵送については、こちらの職員のほうで、市のほうで対応しております。

○柴田博委員　わかりました。いいです。

○地域振興課長　先ほどの支所の電気料の関係でございますが、基本的に５０万円、６０万円くらいというのは、基本の料金だというふうに見ていただきまして、それ以外のですね、洗馬につきましては、先ほど言いましたように体育館と一緒という部分。それから楢川支所と、それから吉田支所につきましては、楢川支所の場合には、もともとが本庁舎ということもございましたし、吉田支所の場合には２階の部分も現在１部屋使ってるようなこともございましてですね、基本の高圧業務電力っていう基本料金を高く設定しているもんですから、その基本料金がもともと高いということでですね、お支払い、高い金額になってしまっているということでございますので、お願いいたします。

○委員長　よろしいですか。じゃあ、１時まで休憩とさせていただきます。

午後０時０１分　休憩

午後０時５６分　再開

○委員長　それでは、休憩を解いて再開をいたします。それでは、委員の皆さん、御質問どうでしょうか。よろしいですか。

○永田公由委員　８９ページの楢川支所の関係でちょっとお聞きをしたいんですが、一時支所を廃止して楢川保健センターのほうに統合するというような話があったんですけど、その後、その経過について説明していただきたいと思います。

○企画課長　楢川保健センターに支所機能、それから図書館の分館等の移転をするファシリティマネジメント、先行というようなことで住民説明複数回行ってまいりました。ただしですね、全住民の合意にまで至らない状況でございまして、地区におりてですね、きめ細かに説明をしてくれという要望がございましたし、来年度以降策定をします公共施設の総合管理計画、この中でしっかり位置づけをして、その間に地域住民の方に御説明をする中で方向性を決めていきたいと、こういう現状でございます。以上でございます。

○永田公由委員　住民の皆さん、反対してるっていうのは、どういう理由で反対してるわけですか。建物自体はもう相当古いし、耐震もされてない中で、恐らくそういう説明もされてるんだろうけども、しかも平沢から平沢に移すんであって、ほかへ持ってくわけじゃないもんで、反対される主な理由というのは、どういうところにありますか。

○企画課長　感情的によるものというものがかなりあるというふうに、私も実感しております。同じ平沢の中でありますけども、やはり離れた地域にあって、支所機能が移転することによって活性化、活気が失われるというような意見も聞いておりますし、また、図書館がですね、今の分館の施設、老朽化しておりますが、施設的にはかなり面積も広いわけでありまして、蔵書も多いというような中でですね、そういったものが統合されることによって機能が低下をするんではないかと、そういった御指摘も受けております。以上です。

○永田公由委員　そうすると、企画課っていうか担当課とすれば、結論的にはいつごろまでに出していきたいというふうな予定を組まれてるわけですか。

○企画課長　最終的には、現在楢川支所に設置をしてございます防災行政無線、この切りかえがですね、平成３

２年、３３年を予定してございますが、あと過疎債の絡みがございます。平成３２年現在では、その期限というような中でですね、施設の一体的な整備を含めまして、それを最終ゴールに順を追って計画的に進めてまいりたい。また、それまでのロードマップというものもきちんと示していきたいと考えております。

○永田公由委員　それと楢川の支所長に聞きたいんだけども、支所の中にはいろいろな備品だとか、いるよね、いない、帰った。いいよ、じゃあ、地域振興課長でもいいわ。あの中にね、いろんな村史だとか、雑然として物置のように非常に見苦しいところが多々あったり、いい、いわゆる机だとか椅子だとかっていったようなものも残されてるんだけど、そういったものの処理についてはどういうふうに考えていますか。

○地域振興課長　全てではないんですけれども、現在もうちの地域振興課の隣にあります応接セットですとかっていうものもですね、既に運んできてるようなものもございます。当時は全ての階を使っていたものですから、残っていたようなものですとか、使えるものっていうものは本庁舎のほうでですね、あるいは支所のほうで使えるものってものは、そのように利用しているところでございますけれども、まだ現在使っているようなものですとか、あまり使わなくなってそのままあるというようなものもございますので、そこら辺については、今後、今、移転の時期の話もございましたけれども、それにあわせて今後どのようにしていくかってところも含めて、処分するものは処分でしょうし、使えるものについてはですね、こちらの方に持って来てっていうようなことも、当然考えていかなきゃいけないかなというふうに考えております。

○永田公由委員　合併から１０年もたつもんでね、幾らかずつ整理していかないと。あのまんまだとまた２０年たっても同じだったというような状況になりかねないんで、その辺のところはしっかりと管理しながら、使えるものは使ってもらいたいと思いますので、要望としておきます。

○委員長　ほかにはどうですか。よろしいですか。それでは、９１ページまでは以上で終了といたします。

次に移ります。歳出の２款総務費１項１０目生活支援対策費９０ページから２款６項監査委員費１０９ページまで、その後は３款民生費１項８目国民健康保険総務費１２２ページから９目後期高齢者医療運営費１２５ページまで、４項国民年金事務費１３８、１３９ページまでの説明をお願いいたします。

○市民課長　それでは、決算書の続きで９０、９１ページをお願いいたします。１０目の生活支援対策費につきましては、備考欄の１つ目の白丸、嘱託員の人件費の中の２つ目の黒ポツ、消費生活専門相談員報酬ですけれども、これにつきましては平成２６年度から消費生活センターを設置したことに伴いまして、昨年度から雇用しているものでございます。なお、この消費生活専門相談員の報酬、社会保険料につきましては、県から補助率１０分の１０ということで、地方消費者行政活性化事業補助金が交付されております。

２つ目の白丸、消費・生活支援対策事業の主なものにつきましては、１つ目の黒ポツの法律・特設合同相談員謝礼で１１２万２，０００円でございますけれども、これは、年間に３１回開催をいたしました法律相談と、１１月に開催した特設合同相談での弁護士などへの謝礼となっております。私からは以上です。

○人事課長　その下の１１目職員厚生費をお願いいたします。最初の白丸、嘱託医報酬でございますが、労働安全衛生法に基づきまして、従業員５０人以上の企業等につきましては、産業医１人を配置しなさいということになっておりまして、田村内科医院の田村院長に委嘱しておる、その報酬でございます。

その下の白丸、職員健康管理・福利厚生費でございます。４つ目の黒ポツ、健康診断料につきましては、ＪＡ厚生連及び長野県健康づくり事業団等に健診委託を委託している委託料でございます。集団ヘルススクリーニン

グ年２回、循環器系検診を年２回とか、がん検診等を実施したものでございます。その下のメンタルヘルスカウンセリング委託料でございますが、１回５人の職員のカウンセリングを月２回、産業カウンセラーに委託した委託料でございます。

その下の１２目職員研修諸経費でございます。２つ目の黒ポツ、特別旅費につきましては、研修にかかわります旅費でございまして、この中には県などへの職員の派遣研修分も含まれております。次の９２、９３ページをお願いいたします。２つ目の黒ポツ、研修委託料でございますが、これにつきましては、外部講師を招聘したものに対する研修の委託料でございます。その下の黒ポツ、諸研修会参加負担金でございますが、こちらにつきましては、日本経営協会等専門の研修機関への派遣とか、９０コースに対する負担金でございます。なお、平成２６年度の研修トータルにおきましては、１２６コース、３，２９１人というような状況でございました。以上でございます。

○消防防災課長　１３目防災防犯費の主なものについて御説明いたします。９３ページ備考欄最初の白丸、防災防犯諸経費４０３万円余のうち、下から２番目の黒ポツ、塩尻朝日防犯協会負担金２２０万円につきましては、地域防犯活動や子供の安全対策を推進する活動を行っております塩尻朝日防犯協会への本市の負担金でございます。

次の白丸、防災施設・設備等整備事業８，００９万円余のうち、上から６つ目の黒ポツ、監理委託料２５２万円余につきましては、昨年度から本年度にかけて実施しておりますデジタル移動系防災行政無線の整備工事に係る監理委託料でございます。その２つ下の黒ポツ、楢川地区防災無線保守管理委託料２２１万円余と、さらに２つ下の黒ポツ、防災行政無線保守点検管理委託料６５８万円余は、屋外スピーカー等から放送されます同報系防災行政無線の保守点検の管理委託料でございます。下から４つ目の黒ポツ、デジタル移動系防災行政無線整備工事５，９６２万円につきましては、昨年度から本年度にかけて実施しておりますデジタル移動系防災行政無線の整備工事に係る工事費の前払い金でございます。昨年度は、基地局設置に向けました各種調査、無線機器の設計製作等を進め、現在平成２８年４月の運用開始に向けまして基地局の設置工事などを進めております。その下の黒ポツ、防災備蓄倉庫対応備品購入費２４６万円余につきましては、非常食、毛布、簡易トイレ等８品目６６９点を購入したものでございます。一番下の黒ポツ、戸別受信機設置費補助金２４０万円余につきましては、屋外において同報系防災行政無線が聞こえない難聴地域の世帯等に対し、受信機設置のための補助金を支出したものでございます。

次におめくりいただきまして、９５ページ一番上の白丸、危機管理対策推進事業１３５万円余のうち、次の黒ポツ、被災者支援システムサーバー等使用料につきましては、大規模災害時において被災者情報、避難所情報等を一元的に管理するシステムサーバー等の使用料でございます。以上です。

○選挙管理委員会事務局長　９６、９７ページをごらんください。中ほどの白丸になりますけれども、公平委員会運営事務諸経費につきましては、支出済額が４３万７，９７４円。このうち主なものは、委員報酬が１９万円で、これは委員３人が会議や研修会に出席した際に、それぞれ日額９，５００円の報酬を支払ったものでございます。以上です。

○税務課長　２項徴税費ですが、税務課、収納課、両課に係りますので、私から税務課の関係につきまして御説明いたします。備考欄一番下の段白丸、賦課事務諸経費９，６６８万円余について、主な内容を説明いたします。

次の９８、９９ページをお願いいたします。上から３つ目の黒ポツ、印刷製本費１３５万円余は、市県民税の申告書、特別徴収のしおりほか、郵送用封筒等の印刷代です。７つ下、パンチオペレート業務委託料４４８万円余は、企業等から紙ベースで提出を受けた給与支払報告書、年金支払報告書、償却資産申告書のデータパンチの入力の委託が主なものです。その下、ｅＬＴＡＸ関連業務委託料３８９万円余については、まずｅＬＴＡＸについて説明いたしますと、このシステムは地方税における手続等をインターネットを利用して電子的に行うシステムで、法人市民税に関しては、中間、確定、修正の各申告書、個人住民税に関しては、給与支払報告書、及び特別徴収対象者の異動届の申請、固定資産税に関しましては償却資産の申告書、年金につきましては公的年金支払報告書の受領、また税務署へ提出された確定申告書の受領についても、国税連携機能により取り込むことができます。今回は、この一連の業務に対して、本市の基幹システムと連携での運用管理をｅＬＴＡＸサポート事業者に委託した金額であります。３つ下、税システム使用料３，１５２万円余は、税務関連の基幹システム使用料で、情報政策課からの指示額です。３つ下、市県民税申告課税業務支援システム使用料３５８万円余は、確定申告時における申告内容のチェックを行うと同時に、市県民税の課税にかかわるデータを蓄積するコンピューターシステムのハード及びソフトの使用料です。２つ下、地方税電子化協議会負担金１０４万円余は、まず地方税電子化協議会に関しての説明をいたしますが、この協議会は先ほど委託料のところで説明しましたｅＬＴＡＸの開発及び安定的な運営を目的として、平成１５年８月に設立された一般社団法人で、全国の都道府県及び市町村が加入している団体です。今回は、この団体の運営等に係る負担金として本市に課せられたものであり、算出基礎は人口、税収、納税義務者等からなっております。４つ下、市税還付金２，９２２万円余は、前年度以前の収入として処理された税金のうち、２６年度中に行われた法人市民税の確定申告に基づき、予定納税分が過大となった場合の還付、また国税である個人所得税及び法人にかかわる更正請求に伴い、波及を受けた個人市県民税及び法人市民税の還付等です。また、固定資産税に関しましては、所有権移転漏れや償却資産の修正申告分等の還付です。

次の白丸、固定資産評価替等対応事業３，８５３万円余は、平成２６年度の課税、及び平成２７年度評価がえに向け実施しました各種業務であります。主なものは、土地家屋経年異動データ更新、情報管理システムデータ入れかえ、評価がえ対応事務として各種資料作成、基礎データの修正、土地地目判読調査、未特定家屋調査等の委託料３，５２０万円余と、平成２６年７月１日時点での、２３０地点の土地価格の鑑定のための委託料３３０万円余であります。私からは以上でございます。

○収納課長　次の白丸、徴収事務諸経費２，５４９万円余につきまして、主な内容を御説明いたします。９つ目の黒ポツ、口座振替等手数料５１１万円余につきましては、市税の納入に当たりましての口座振替手数料１件１０円、金融機関への窓口の納付支払手数料１件３０円、コンビニ収入の手数料１件６０円に消費税を加算した額を収納課分として支払ったものでございます。その５つ下の黒ポツ、滞納管理システム使用料８１０万円余は、分納計画、差し押え調書の作成など、滞納整理に特化したシステムの使用料でございます。下から４つ上の黒ポツ、地方税滞納整理機構負担金３４４万円につきましては、長野県地方税滞納整理機構へ負担金として支払ったものでございます。私からは以上でございます。

○市民課長　それでは、次の１００、１０１ページをお願いいたします。３項１目の戸籍住民基本台帳費について、備考欄の３つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費でございますけれども、これは下から３つ目の黒ポツ、戸籍システム使用料９２０万円余りなどを初めとしまして戸籍システム、住基システム、住基ネットワークシス

テムなどの保守委託料とシステム使用料が主な支出となっております。私からは以上です。

○選挙管理委員会事務局長　同じページの下のほうになりますけれども、選挙費でございますが、１目選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員の報酬、選挙システム使用料、委員会運営に関する所属するところの負担金分、分担金が主なものでございます。

次に１０２、１０３ページをお開きください。３目県知事選挙費になります。これは８月１０日に執行されました長野県知事選挙の経費でございます。定員１名に対しまして３人の立候補がありました。本市の投票率は３９．３５％でございました。その選挙執行費は２，２７６万円弱で、主なものにつきましては投票管理者等の報酬２７８万円弱、職員給与費８４６万円弱、選挙事務諸経費１，１５２万円強でございました。選挙事務諸経費中、主なものにつきましては、ポスター掲示場設置委託料２８０万円弱、備品購入費８９万円弱でございます。この県知事選挙の経費は、委託金としまして県から全額支払われております。

同じページ、４目の県会議員選挙費でございますが、これは平成２７年４月１２日に執行されました長野県知事一般選挙の執行経費のうち、事前準備としまして２６年度中に執行されたものでございます。主なものにつきましては、次ページの選挙事務諸経費中、ポスター掲示場設置委託料２１０万円弱、備品購入費８９万円弱、これは期日前投票所、吉田支所に増設したわけなんですけれども、それの投票システムの購入費でございます。なお、２７年度の執行経費は１，５３３万円強、両年度合わせますと２，１８８万円強となります。この県会議員選挙の経費につきましても、委託金として県から全額支払われております。

続きまして、その次の５目市長選挙費でございますが、９月２１日に執行されました塩尻市長選の執行経費でございます。定員１名に対して、立候補者２名から届出がありました。投票率は、４０．３６％でございました。その選挙執行費は２，１４４万円弱で、主なものにつきましては、投票管理者等報酬２５０万円強、職員給与費７８４万円弱、それから選挙事務諸経費１，１１０万円弱でございました。選挙事務諸経費中、主なものにつきましては、これもポスター掲示場設置委託料２７０万円、それから選挙運動公営費負担金１４９万円強でございます。

次に９目衆議院議員選挙費でございますが、１２月１４日解散に伴う衆議院議員選挙の執行経費でございます。定員１人に対し立候補者が３名ありまして、その投票率は５２．０８％でございました。その選挙執行費は２，２５２万円弱で、主なものにつきましては投票管理者等報酬２６８万円強、職員給与費９１８万円強、選挙事務諸経費１，０６５万円弱でございました。選挙事務諸経費中、主なものにつきましては、こちらもポスター掲示場設置委託料２８６万円強でございます。この衆議院議員選挙の経費は、委託金としまして県を通じて国から全額支払われております。私のほうからは以上です。

○企画課長　続きまして、５項統計調査費でございます。２目の基幹統計調査費につきましては決算額９３１万円余でありまして、国の基幹統計調査のうち周期の大規模調査として農林業センサス、商業統計調査等を実施をいたしました。これにかかわる統計調査員の報酬ほかであります。以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長　次のページ、１０８、１０９ページをごらんください。６項１目監査委員費でございますが、２番目の白丸になりますけれども、監査事務諸経費につきましては、支出済額が４５４万円強でございました。このうち主なものは委員報酬が２９６万円弱で、これは識見委員２名に対して月９万６，０００円の報酬を、議選委員１名につきましては月５万４，３００円の報酬を支払ったものでございます。また、臨時職員

賃金が１０４万円弱、会議や研修会に出席した際の旅費、費用弁償、それから会議出席負担金を初めとする各種負担金などでございます。以上です。

○市民課長　それでは、ページが飛びますけれども、１２２、１２３ページをお願いいたします。１２２、１２３ページになります。一番下の８目国民健康保険総務費でございますけれども、備考欄の３つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金でございますけれども、こちらにつきましては、保険基盤安定繰出金（保険税軽減分）１億８，１４７万円余、それから同じく保険者支援分の４，４７４万円余等でございます。また一番下のその他一般会計繰出金、これは財政支援分として１億３，５００万円を繰り出していただいたものでございまして、繰出金のトータルは４億４，７４９万円余というものでございます。

次の１２４、１２５ページをお願いいたします。９目の後期高齢者医療運営費につきましては、備考欄１つ目の白丸は、後期高齢者医療広域連合負担金でございますけれども、こちらは事務費分の１，７９３万円余と医療費分の５億４，０７９万円余を広域連合に支払ったものでございます。

２つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金１億２，８１２万円余につきましては、事務費分と保険料の軽減分を特別会計へ繰り出したものでございます。

それでは、またページが飛びますけれども、１３８、１３９ページをお願いいたします。１３８、１３９ページでございますが、４項１目の国民年金事務費につきましては、法定受託事務として行っております国民年金に関する事務の人件費と事務諸経費の支出となっております。説明は以上です。

○委員長　それでは、説明を受けた１３９ページまでの質疑を行います。委員の皆様からの質問はありませんか。

○柴田博委員　９３ページの一番下の戸別受信機設置費補助金ですけども、新たに３２基設置したということですが、これまででトータルどれくらい設置したことになるのか、わかったら教えてください。

○消防防災課長　これまで計５７件、２６年度末までに設置をしてございまして、２７年度はこれまでのところ７件ということでございます。２６年度末までには５７件設置をさせていただきました。

○柴田博委員　それで、まだ今年度も７件もつけてるってことですが、いまだにあれですか、今になってもう設置してから何年もたつわけですけど、うちは聞こえないんでつけてくださいっていう、そういうものが多いのか、それともそうではなくて、聞こえるけれども念のためにつけたいという人が多いのか、その辺の傾向というのはどうなんでしょうか。

○消防防災課長　やはりちょっと聞こえないという方が７件で、外では聞こえるけど家の中でも聞きたいという方が１件ありました。そのうちで１件。これまでのところ外では聞こえるんですが、念のために家の中でも聞きたいという方が、２６年度末までに、その５７件のうち４件ありました。ですので、地域的に見てちょっと聞こえないっていうふうにお申し出があれば、担当者が出向いてですね、定時の放送を聞いたりして、外の聞こえぐあいなどを確かめて、そのお宅だけでなくて、その周りの方にもお声かけをして、こういう補助がありますのでつけれますよっていうことは説明をしておりますが、いまだにこうやって出てきて、実際調べに行くとやはりちょっと外では聞こえにくい地域かなというところは、まだ若干ですがあります。

○柴田博委員　今、やってるってことでしたけれども、もうちょっと積極的に、多分この辺は聞こえないんだろうっていうのは予測されてるんだと思いますので、集中的にもうちょっとやったほうが、実際に重要な情報を出して、聞こえなきゃいけないはずのやつが聞こえなかったということが起きてからでは遅いんで、そういうこと

をもっと積極的にやったほうがいいかと思いますがどうでしょう。

○消防防災課長　御指摘のとおりでございますので、１人その辺で言ってくれば周りも声をかけますし、そこの区長さんもそうですし、地域的に説明をしなければいけませんので、常会長さん通じてこういう状況なので、ちょっと周りの方集めてくださいっていうことはやっていますし、今後も積極的な形で広報等も通じましてやっていきたいというふうに考えております。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員　今のとこの関連と言いますか、あるお客さんが、このデジタル移動系の無線は、どこのメーカーのものを使用していますか。

○消防防災課長　今後導入する移動系のメーカーということですね。日立国際電気です。

○永井泰仁委員　日立の国際電気っていうことになると、松本市も安曇野市もそうですが、これ何か、３市か何かで同じメーカーで、何か互換性と言いますか、連携とか、そういうことが無線同士のができるのかどうなのか、その辺まで検討していますか。

○消防防災課長　あくまでも行政防災無線の免許につきましては、その自治体単独ということだもんですから、電波、周波数については、塩尻市内のみということを条件に総務省の免許が受けられるというものでございます。

○永井泰仁委員　周波数が基本的に違うということで、同じだと３市みんな通じてしまうんで、これは当然だと思うんだけど、緊急時の場合にね、何かそういう中信３市とか、小さな被害ならいいですが、大きな地震とかそういうものも来た場合にですね、何かまたうまく互換性で連絡し合えるようなことも研究してもらったらどうかなと思います。今後の検討課題ですが、どうでしょう。

○消防防災課長　そうですね、無線でエリア的にあんまり飛び過ぎると、これまたいけないという国のほうの指導があるもんですから、ちょっとこの無線だけで、そういう情報の連絡というのは難しいんですが、何がしかの形でもって広域的な対応がとれるように、広域消防局には私どもの者も消防署ですけど行きますので、そういったとこを中継しながら、お互い広域的な災害になった場合は、相互に連絡とれるように、そういう形をとっていきたいと思います。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員　直接あれには関係ないかもしれないんですが、ちょっと知り合いにね、固定資産税の関係なんですけれども、実際に固定資産税、計算されて、賦課されて、それを払うんですけど、航空写真で実際に課税されている建物の数とか面積とかですね、そういうのをチェックして、それで現況と合わないんで調査に来るからっていう家があるっていうふうにちょっと聞いたんですけども、そういう調査というのは定期的に、どのようにやっているのか、もしわかったら教えてもらって、あと今回のこの決算の中で、そういう関係の費用っていうのはどこに入っているのか、教えてください。

○税務課長　先ほど説明した最後の白丸のところにありますけども。

○柴田博委員　何ページ。

○税務課長　９９ページのところにありますけども、固定資産評価替等対応事業という３，８５３万円余の中に、そのようなこともやっておりまして、言葉で言いますと土地地目判読調査と未特定家屋調査というものでございます。これにつきましては、平成２１年度から実施しておりまして、今まで家屋のほうで、その見直し先から４

１０万円等の税金の増額、また土地等で５６０万円の増額を見込んでおります。ことしは野村吉田地区の調査を現在も実施中でありまして、残りは洗馬、楢川、塩尻東地区が残っておりますので、あと三、四年かけて、そういう調査をやっていくということになります。基本的には、航空写真から現在の課税のデータと違うところを図面上にピックアップします、業者のほうで。それをうちのほうで現地へ行って、まず本当に違っているのか、仮に調査したあとに、これは調査が必要だなというお宅に通知を出しまして、一緒に立ち合ってもらってしているというような現況でございます。

○柴田博委員　それは、後何年かして一回りしたら、また初めに戻って、またもう一回りやるっていうような形になるわけですか。

○税務課長　その後っていうのは、まだどうするかは決めてございませんけども、一応今度一周しましたら、今、償却資産というのも結構税金としては需要があるので、そちらのほうの調査もしていこうかなというような感じでありまして、確定、絶対終わるというふうにはまだ考えてございません。まだ、三、四年はかかりますので。

○委員長　ほかにはどうですか。

○永田公由委員　９９ページの地方税滞納整理機構の負担金の関係で、塩尻市ではこの機構にどのくらいの滞納金をお願いして、そのうち回収されたのはどのくらいか、わかったらお願いします。

○収納課長　本年の実績でございますが、移管しました金額は、本税で４，１７１万円ほど、延滞金が３３０万円ほど、両方で４，５００万円くらいを移管しておりまして、人数では２５人ということになっています。収納金額でございますが、本税で１，４９０万円、督促延滞金が６００万円ほどで、合計２，０５０万円ほど収納がございまして、収納率としては、本税が３５．８１％、督促延滞金が１７９％、合計４６．３％ほどでございます。県下の平均は去年ですが、機構の平均は１８．８％でしたので、塩尻市の平均の本税で３５．８１％というのは、機構の中でもよい徴収率となっております。以上です。

○永田公由委員　それと、この決算額でいくと３４４万円で、ことしの予算が４５０万円ちょっとだと思うんだけど、それはどういう関係ですか。

○収納課長　機構の負担金の計算の仕組みでございますが、まず基本の負担金が５万円でございまして、それと処理件数割というものがございます。こちらのは２５件で、その処理件数割に対応する金額が、その機構の決算等の事務費にもよるんですけれども、２６年度の場合は１件１１万３，０００円ということで、処理件数割が２８２万５，０００円ございまして、あとは徴収実績割というのがございまして、これは２６年度から見ると、２年前の平成２４年度の県下の徴収実績の数字によるものですが、そちらのほうの、県下じゃないですね、塩尻市です、２４年度の徴収の塩尻市の実績が１，２８５万円ありまして、そちらが１０％、１２８万円ほど。合わせると４１６万円になって、これは平成２６年度の予算額なんですけれども、その後、年度の終わりごろにですね、機構のほうでかかった事務費等を計算しまして、各市町村に機構の還付金ということで７２万円ほど還付がございました。それで、先の払ってある額の金額４１６万円と機構から還付された７２万円の差っ引きで、決算額として３４４万円となってございます。

○永田公由委員　いい、ありがとう。

○委員長　いいですか。ほかにはどうでしょうか。

○副委員長　じゃあ、２点お願いします。９９ページの下から７つか、８つ目のポツで、滞納管理システム使用

料がありますが、ちょっと説明があったら済みませんが。前年度決算２６２万３，０００円くらいだと思うんですが、非常に上がっていますけれども、この理由について。

○収納課長　ただいまの金額が上がっている理由でございますが、２５年の１２月ですけれども、この今のシステムが２６年の１月から３０年までの５年リースになっております。それまでの２５年１２月までは、各課にそれまでの各システムの使用料のほうは、負担が情報推進課のほうにございまして、この新しいシステムのときから各課のほうに、そういったシステムの使用料を各課で持つ形に予算が変わったことがございまして、それで、こちらのほうに１年分、それからずっと載せるようになったのと、それとあと、システムがそこで新しい契約になったものですから、それまではですね、２５年度については１、２、３カ月分、その今の２６年１月から３月までの３カ月分が予算になっていたもんですから小さいんですけれども、２６年度からは１年分、１２カ月分に負担がなったという、そういった内容でございます。

○副委員長　わかりました。

もう１点よろしいですか。選挙の関係で、直接ここがってことじゃないんですが、掲示場所なんですが、箇所数が二百七、八十だったと思うんですね。ちょっと私の感想なんですが、それでいいって方も、もっとあったほうがいいっていう方もいるかもしれませんが、私は、非常に近いとこにもあったりですね、もう少し整理してもいいんじゃないかなと思うんですが、その点については、どういうふうにお考えになっていますか。

○選挙管理委員会事務局長　ポスターの掲示場所につきましては、法定で決まってる箇所数ということで、本当は２８０カ所やるようになってるんですけども、それも山手のほうはなるべくやめて、人口の多い方になるべく設置するような形で２６９カ所にしてあります。なので、その法定の数がなければ、私どももなるべく減らしたいんですが、国政選挙とかそういうものについては、その分丸々来るもんですから、なるべく遠くなってしまうかもしれませんけれども、その数２６９を維持していきたいなと思っています。

○副委員長　法定で決まってて、２８０に決まってるんだけど２６９にしてますってことは、一緒にすればできるっていうことです。

○選挙管理委員会事務局長　できますが、なるべく逆にふやせっていう要望のほうが多くてですね、ちょっと私どももどうしたらいいかなっていうことで、とりあえず、例えば吉田で考えますと、１つの投票所があるところの地区には幾つって、もう決まっちゃってるってですね、それ以上ふやせるのは、山のほうのものをこっちへ持ってきてやるとかっていうやりくりをしながらやっています。今、２６９に去年ちょっと減らしたんですけれども、それもうまくやりくりをしながら、なるべく人目につくようなところをやるようにしてありますので、もっと減らせということであれば、頑張ってやっても１割は減らないんじゃないかなということです。

○副委員長　やればできるということならですね、これは、私の感覚ですから、ほかの方の意見もやっぱり聞いてやる必要があるかと思いますけれども、もう少し少なくてもいいのかなっていう感じと、配置する場所がですね、非常に近いところがあったりするんで、そういうバランスっていうのは、やっぱり考えていったほうがいいのかなと思いますので、要望しておきます。

○中原巳年男委員　今の関連ですけど、桔梗ヶ原保育園が閉園になりまして、あそこのフェンスのところにあるんですよ、ポスター掲示板が。それで、今まで子供を送り迎えで、お母さん方が通ってるときは生きてたと思うんですが、今、あそこは通る人が誰もいないんですよ。だからそういうところのをやっぱり有効に移動してもら

って使ったらと思いますんで、お願いします。

○委員長　要望でよろしいですね。

○中原巳年男委員　はい。

○永井泰仁委員　私もこの選挙に係る関連でございますが、どの選挙ということよりも、今度また１８歳から対象になるということで高校生等もですね、できるだけ興味を持つように指導するという答弁は聞いてますが、そのほかに抜本的に投票率を高める方策を何か検討されているかどうか、お伺いします。

○選挙管理委員会事務局長　なかなか難しい問題でして、広報車で回るとか、それから、今までオフトークがあったのでよかったんですが、今度オフトークがなくなってしまうというようなことで、なかなかどういうぐあいにやっていったらよいかというのが、ちょっと私どものほうでも課題になっております。１８歳につきましては、高校生を通じてということしかやりようがないものですから、そんな方向でやる方法で今、やっておりますけれども、あとは職員の力を借りてですね、なるべく広報車で回るようなのが、一番手っ取り早いのかなというぐあいに考えております。

○永井泰仁委員　これからの選挙のあり方としてね、国が公選法を改正って言いますか、いろんな形で変えていきたいというような情報の中では、今までは投票区を区切ってどこどこ公民館だ、どこどこってやったんですが、今度、いわゆる選挙権の基本台帳もそういう地域単位じゃなくてね、市内のどこでもできるような形にする。そして、公民館とか学校みたいなところじゃなくても、人が大勢来るような施設に設置をするというようなことで、思い切った改革が今度提案されてくることが予想されるもんですから、選管の皆さんもこれまでの概念をがらっと変えてね、今度金がかかるけれども、選挙人の名簿も市内１冊で、今度は全部照合するようなケースも出てくると思うし、そんな方向で国のほうは考えているようですんで、今度会場の問題から何からね、ちょっとゼロからの出発で、また総務省なり何なりを通じて早めに情報を入手していただいて、大変かと思いますが今度転換期ですから、その辺のところをしっかりまた事前対応ができるように、検討だけは早めに進めていってほしいなというふうに思いますが、要望でいいですかね。

　それからもう１点、次にまた９９ページのさっきのところで、口座振替の手数料の関係ですが、安いとこは１０円、コンビニの高いところは６０円プラス消費税というようなことでございますが、これの利用者の割合はどんなふうか、お伺いをいたします。

○収納課長　口座振替手数料のそれぞれの割合でございますが、件数ベースですと口座振替が５９．１％、納付書が３０．９％、コンビニが１０％となっております。以上です。

○永井泰仁委員　そうするとね、手数料だけでも片や１０円、片や６０円ってことなんですが、コンビニの利用者、私個人的な感触ではもっと多いかと思ったんですが、今話聞くと１０％台というふうな話ですが、これの手数料の支払いとか、この契約の改正時とか、こういうときに値下げとか、そういうことの交渉は不可能ですか。どんな話になっていますか。

○会計管理者　手数料の関係につきましては、会計課でまとめさせていただいております。契約等につきましても各金融機関、またそれぞれの機関とさせていただいておりますが、値下げ等の協議については大変難しい状況と思われます。以上です。

○永井泰仁委員　これは一旦決めますと、どのぐらいの契約とか期間とかね、更新はどうなってます。そのまま

ずっといくという話ですか、金融機関とは。

○会計管理者　社会情勢によるかと思いますけれども、何年までというような決まりはございません。県下の状況、その他金融機関等の状況をお聞きしながら、必要がありましたときに改正となると思われます。

○永井泰仁委員　いいです。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

　９１ページの職員厚生費の中で、メンタルヘルスカウンセリング委託料というのがあるわけですが、今現在、塩尻市の職員の中でですね、こういう人はふえているような気がします。これは、会社等についても相当ふえてるっていうようなことも聞くわけですが、そこら辺の現状はどうでしょうか。

○人事課長　メンタルヘルスの関係で、今現在休職者２名でございます。これはやはりメンタル的な部分で休職ということでございます。また療養休暇、これは現在２名でございますが、うち１人が精神的な関係で療養休暇をとっております。ふえてるんではなかろうかというようなお話ございますが、以前よりも少なくなってきています、現在の数字は。しかしながら、メンタルヘルスを受けてもらわなければならない職員は結構ふえていると思います。以前は月１回５名ずつだったんですが、今は月２回１０名受けてもらっています。これはみずから受けたいという者もありますが、私どものほうで見てちょっと元気がないとかいう、あるいは超勤が多いとか、そういった職員を指名して受けてもらったり、あるいは上司から、係長、あるいは課長から、ちょっとこの職員受けさせてくれないかというような者もございますので、潜在的に病み始めてる、あるいは傾向があるという職員はふえているかもしれないというような認識を持っております。以上でございます。

○委員長　それで、結構です。それでは、ほかにはどうでしょうか。

　それでは、１３９ページまでは、以上で終了とさせていただきます。じゃあ、２時まで休憩させていただきます。

午後１時５２分　休憩

―――――――――――――――

午後１時５９分　再開

○委員長　それでは、休憩を解いて再開いたします。

　次に移ります。歳出の４款衛生費１項５目環境衛生費１４４ページから３項上水道費１５７ページまで、８款土木費１項土木管理費２目の交通安全対策費、交通安全対策事業諸経費、１８６ページから３目輸送対策費１８９ページまで、９款の消防費２０４ページから２０９ページまで、１２款公債費から１３款諸支出金、１４款予備費２６０ページから、財産に関する調書３７１ページから４３８ページまでの説明を求めます。

○生活環境課長　それでは、私から１４４、１４５ページをお願いいたしたいと思います。下段になりますが、５目の環境衛生の主な内容について、御説明申し上げます。右側の備考欄４つ目の丸、花による美しい環境づくり事業２３６万円余でございますが、これにつきましては、各区及び公共施設に花壇設置用の資材として、花苗８種類５万６，５００本を配布しているものでございます。

　その下の丸、「クリーン塩尻」推進事業２２４万円余でございますが、最も顕著な取り組みにつきましては、協働によるまちづくりを推進している市民団体、あるいは市内の事業所８０団体で構成されておりますクリーン塩尻推進連絡会議によります、６月に行われるエコ・ウォーク「クリーン塩尻」大作戦でございます。一昨年から

６月に行っておりまして、歩いて清掃活動にあわせまして、身の回りに生息し始めている外来植物、ヒメジョオン、アレチウリ、オオキンケイギクなどを知ってもらって、駆除していく活動を行っているものでございます。１４６、１４７ページをお願いいたします。３番目の黒ポツの「クリーン塩尻」推進連絡会議補助金４４万円余でございますが、これは、この団体に交付した補助金でございます。なお、この推進連絡会議につきましては、今、大きな活動といたしましては、公共の場所を子に見立てて、その場所を清掃、あるいは花壇づくりをするという取り組みを団体や企業を親として行っておりますが、その整備にかかわる清掃道具や花苗の支援を行うアダプト制度を「クリーン塩尻」パートナー制度として取り組んでおります。今現在、高等学校を含めまして、３８団体が加盟しておりまして、特に田川の整備につきまして取り組みを進めているところでございます。

次の丸、廃棄物不法投棄防止対策事業８３９万円余でございますが、不法投棄された廃棄物の処理、処分、道路等で事故に遭った犬、猫の死骸、あるいはポイ捨てごみ等の処理にかかわった経費と不法投棄の防止にかかわる一部経費でございます。具体的には、道路、河川、山林等の定期的パトロールを実施しておりまして、国道沿線等のポイ捨て等のごみの回収、これをシルバー人材センターに、河川や山麓等の不法投棄、これらのごみの回収をＮＰＯ法人に委託いたしまして、不法投棄やポイ捨て等がされにくい、きれいな環境づくりを維持しているものでございます。この事業の一番下の黒ポツ、備品購入費の監視カメラでございますが、昨年、不法投棄常習箇所に設置をいたしまして、塩尻警察との連携をして、その映像から不法投棄者を特定して、不法投棄の防止に努めてきているものでございます。

次の丸、公衆衛生施設管理等事業でございますが、市内の公衆トイレ及び公衆浴場にかかわる事業でございます。当課が管理いたしております公衆トイレにつきましては、大門一番町の末広観音内のトイレ、それから町区のヤマニ酒店前の２カ所となっております。４つ目の黒ポツ、公衆トイレ清掃委託料につきましては、地元の老人クラブ等の団体に定期的なトイレの清掃とトイレットペーパーの補給を委託してお願いしているものでございます。その下、公衆浴場経営安定化等助成事業補助金１２万円でございますが、市内唯一となりました大門一番町の民間公衆浴場桑の湯でございますが、こちらの運営費に対して補助しているものでございます。

４つ目の丸、地区衛生推進事業１，０５３万円余でございます。春、秋の一斉清掃などの地域の清掃活動、あるいはごみステーションの管理等に対する支援対策事業となっております。最初の黒ポツの衛生部長謝礼２６２万円余につきましては、各衛生部長さん６６人に対しまして均等割２万３，１００円、各区の戸数に応じて戸数割単価５５円を乗じて、直接衛生部長さんに支払っているものでございます。５番目の黒ポツ、環境衛生活動委託料６００万円余でございますが、ごみの分別、あるいはごみのステーションの管理などの指導、各種環境衛生にかかわるチラシや文書の配布に対する経費として、各区の戸数に１戸当たり３００円を乗じて算出した額を地区の衛生協議会を通じて、各区に委託料として支払っているものでございます。

次の丸、公害防止対策事業６０４万円余でございますが、市内の大気汚染、河川や湖沼の水質、国道沿線の騒音等の調査を定期的に行っているものでございまして、毎年継続してモニタリング調査することにより、数値の変化を的確に把握しまして、大きく変化した場合の原因究明と必要な対策を施しているものでございます。一番下にございます自動車騒音調査委託料１０７万円余でございますが、こちらは平成２４年から県からの権限移譲で市が行っているものでございます。国道１９号線沿い３点を昨年は行いましたけれども、一部に基準を超える箇所がございました。こうした内容を環境省に報告し、改善をするようお願いしているものでございます。

次に１４８、１４９ページをお願いいたします。２つ目の白丸、地球環境保全事業８３２万円余でございますが、８番目の黒ポツの新エネルギー導入普及事業補助金７８１万円余でございますが、ソーラー発電システム等を設置したものに対して補助を交付したものでございます。特に昨年度からはＦ・パワープロジェクトに関連いたしまして、森林への関心、あるいはその整備への気運も高まってきたことによりまして、木質バイオマスエネルギーの活用による二酸化炭素の排出抑制、これを進めるためにペレットストーブとボイラー、それと薪ストーブを加えまして、それらの設備投入に対して補助支援を行ったものでございます。

次の白丸、環境教育推進事業３７０万円余でございますが、この事業につきましては、環境を守る心を育む事業といたしまして取り組んでおります。特に主な事業といたしましては、しおじりｅ－Ｌｉｆｅ　Ｆａｉｒなどの環境イベントを初めといたしまして、環境学習の発表会、訪問出前講座、施設見学などのほか、地球温暖化防止やごみ減量などについての地区説明会を開催しているものでございます。特に最後の黒ポツ、しおじりｅ－Ｌｉｆｅ　Ｆａｉｒにつきましては、市民有志による実行委員会によりまして行っております。昨年は、大門商店街の一部を歩行者天国といたしまして開催して、松本医療センターの協力による健康チェック、あるいは教育委員会の協力による学校給食レストラン等々、さまざまな取り組みを展示してきております。ちなみに本会議でも申しましたけれども、本年は１０月４日日曜日に市立体育館、総合文化センター周辺で行いますので、ぜひ御来場いただきたいと、こんなふうに思っております。

次の合併処理浄化槽設置事業につきましては、水道事業部となっておりますので次に飛ばしまして、次の高ボッチ高原・よみがえれ大作戦事業でございます。５９３万円余でございます。３つ目の黒ポツ、高ボッチ高原植生復元試験業務委託料１１３万円余でございますが、希少な植物等の植生復元試験などの基礎調査を行っているものでございます。その下黒ポツ、高ボッチ高原整備工事４７７万円余でございますが、高ボッチの頂上付近が、元来草原になっていたところでございましたけども、その部分が荒れて裸地化しております。裸地化というのは、裸になっているということなんですね、その保護、あるいは老朽化した木柵、木製ベンチ等の整備を行ったもので、国から１００分の４５の国庫補助金を受けましてとり行ったものでございます。

１５０、１５１ページをお願いいたします。一番上の丸、地下水・湧水等水環境調査事業３０９万円余でございますが、市内の地下水等を将来にわたり保全していくための事業といたしまして、主な内容は、３番目の黒ポツ、地下水測定等委託料２９２万円余で、市内の５０カ所の深井戸の水位を９月及び２月に一斉測定をいたしまして、地下水の状況などを調査したものでございます。

次の丸、環境計画推進事業２３０万円余でございますが、主な内容は３番目の黒ポツ、環境基本計画作成業務委託料２１７万円余でございまして、本年度からの第二次塩尻市環境基本計画の策定に向けて、２５年、２６年の２カ年にわたって策定作業を行ってきたもので、本年３月に策定したものでございます。

その２つ下の丸、斎場施設管理費の中段黒ポツの斎場運営業務委託料１，６０４万円余でございます。斎場での火葬及び案内業務、さらには屋内及び場内の清掃管理等を有限会社塩尻造花さんに委託しているもので、従業員３人分の人件費ほかでございます。昨年は友引及び条例で定めております年始の２日間を除き、３０３日の火葬業務を行っていただいたということでございます。

その下の丸、斎場施設維持整備費１，３８５万円余でございますが、主なものは５番目の黒ポツ、斎場設備改修工事１，１８０万円余でございます。今現在３つある人体の火葬炉が老朽してきたために、昨年度から１炉ず

つ耐火れんが等の積みかえを行っているものでございます。ちなみに本年度も２炉目の改修をさきに終えたところでございます。また、斎場への入り口等の案内がわかりづらいということで、国道１９号線からの入り口と１５３号線からの入り口に、新たに看板を見やすく設置させていただいたものでございます。

一番下の丸、霊園管理諸経費の７３７万円余でございますが、霊園所有者の聖地管理料、おおむね６００万円ちょっとなんですが、これを財源として運営している事業でございます。１５２、１５３ページをお願いいたします。上から７番目の黒ポツ、霊園管理業務委託料２０８万円余でございますが、利用者の案内、あるいは管理上の軽微な作業をシルバー人材センターに委託しているものでございまして、昨年は２６４日受け付けをさせていただきました。

最初の白丸、霊園整備事業６３１万円余についてでございますが、２番目の黒ポツ、合葬墓基本計画策定委託料４９万円余につきましては、本年度現在、合葬墓の建設に向けての実施設計を行っております。それらの実施設計に向けての基本計画を作成したものでございまして、東山園内での設置場所の検討、あるいは規模、それから各自治体の状況等を検討してきたものでございます。次の黒ポツ、地すべり対策調査委託料９８万円余でございますが、御存じのとおり東山霊園裏の急斜面地帯に設置がされております。近年、集中豪雨が非常に多くなってきていることから、土砂災害の可能性、あるいは未然に防止すべき対策があるかどうか、それらを検討するための調査を行ったものでございます。

し尿処理事業につきましては、水道事業部になりますので、次の１５４、１５５ページをお願いいたします。３つ目の丸、ごみ処理負担金３億１，４８２万円余でございます。平成２４年４月１日からのごみの共同処理に伴いまして、塩尻市、松本市、山形村、朝日村を構成市村とする松塩地区広域施設組合に支払った負担金でございまして、可燃ごみの処理、及び朝日村にあります最終処分場の運営管理にかかわる負担金でございます。なお、組合の負担金の案分、基礎数値でございますが、これは燃えるごみの量に基づいて行われております。決算説明資料にもちょっと表示をさせていただいてありますが、昨年度につきましては、大型量販店、スーパーがですね、新規に出店したことによりまして、事業系のごみが若干ふえておりますが、一方では、家庭系のごみは減少しているという状況でございます。市民の高い減量意識というのが維持されているというふうに理解しております。

４つ目の丸、廃棄物等収集運搬処理事業１億３，６８５万円余でございます。可燃物、不燃物、有害ごみ、剪定木等の収集運搬にかかわる経費となっております。事業中ほどの下の黒ポツ、廃棄物破砕処理委託料３，０２０万円余でございますが、収集された埋め立てごみの破砕処理、この破砕処理は、破砕して埋め立てごみの中にまだ金属が残っている場合はですね、これは資源化してるっていう事業をやっております。これと、塩尻クリーンセンターで受け入れしております木製の家具や布団、こういったものの破砕処理をお願いしているものでございまして、高出地区にございます前田産業株式会社に委託しているものでございます。なお、塩尻クリーンセンターにつきましては、御承知のとおり、来年度焼却炉を含む施設の解体を行いまして、再来年度には新たなごみ中継施設を建設することとして、今、進めておりまして、地元の柿沢区との皆さんとも調整、あるいは合意形成ができましたので、今年度から松塩地区広域施設組合において事業を推進していくところでございます。

一番下の丸、資源リサイクル推進事業１億７，６８２万円余でございます。この事業は、一般家庭のプラスチック製容器包装、瓶、ペットボトル、紙類、古布、金属類、生ごみ等の収集運搬処理にかかわる経費、あるいはごみを分別して燃えるごみや埋め立てごみを減らし、資源として有効活用することを促進するための補助金の交

付などを行っているものでございます。一番下の黒ポツ、資源物回収事業委託料６，３１０万円余でございますが、一般家庭が地域のごみステーションに出して収集されております紙類、古布類、金属類、約３，３６８トン、これを収集運搬している委託料でございます。１５６、１５７ページをお願いいたします。最後のほうになります。２つ目の黒ポツ、プラスチック製容器包装圧縮梱包委託料２，９１６万円でございますが、週１回収集されておりますプラスチック製容器包装、おおむねこれを１メートル角に圧縮梱包しまして、資源化工場に運搬するための前処理を先ほどからお話ししています前田産業株式会社に委託をしているものでございます。５つ目の黒ポツ、焼却灰資源化等委託料３，１０３万円余でございます。現在、朝日村にございます塩尻市と朝日村が所有します最終処分場の使用期間につきましては、これまで建設時には平成３２年までとしてきておりましたけれども、ごみの有料化に伴う燃えるごみの減量、あるいは埋め立てごみの減量等がございまして、さらに延命化できるということを地域住民の皆さんとお話をしてきたところ、延長することに合意がなされまして、平成４５年度ころまで最終処分場の使用が延長できることとなっております。このことによりまして、昨年度から松本クリーンセンターから出てくる焼却灰のうちの９００トンを土木用資材の原料として資源化をしてきているもので、今後も継続していきたいというものでございます。事業の一番最後の黒ポツ、資源物回収事業補助金５９５万円余でございますが、こちらは、各区及びＰＴＡの資源物回収で集められた資源物量に応じて支出している補助金でございます。

その下、水道事業会計繰出金、及び簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、こちらは、これらの水道事業等にかかわる費用に対して、一般会計からの繰出金でございます。私からの説明は以上でございます。

○地域振興課長　それでは、ページが大分飛びますけれども、１８６、１８７ページをお願いいたします。１８６、１８７ページ、８款土木費１項土木管理費２目交通安全対策費でございますが、昨年まで都市計画課で行っておりました事業でございますけれども、今年度から新たにできました地域振興課に移管されましたので、私のほうから説明を申し上げます。備考欄最初の白丸、交通安全対策事業諸経費１，７９４万３，０００円余でございます。主な事業でございますけれども、安全で快適な交通社会を実現するために、第９次の塩尻市交通安全計画という５カ年計画がございます。２３年度から２７年度までの期間の計画でございますけれども、これに基づきまして毎年交通安全実施計画を策定いたしまして、交通安全教室ですとか、交通安全施策全般を実施しております。最初の黒ポツ、塩尻市交通安全対策委員会委員報酬１０人分でございますが、市の交通安全実施計画等を協議し、交通安全及び交通環境に関します施策を総合的かつ計画的に推進するための委員会でございます。委員は１６人いまして１４人が出席をいたしまして、うち１０人が有償でございました。そこから３つほど下がっていただきまして黒ポツ、長野県民交通災害共済会費徴収報償金１０３万７，０００円余でございますけれども、こちらは県民共済の募集、会費の徴収にかかわっていただきました区等に対しまして、加入者１人当たり３０円を区にお支払いしたものでございます。ちなみに２６年度の加入者数でございますけれども、市内で４万５，２３１人でございまして、前年度と比べまして人数では１６４人の減、それから加入率で申し上げますと６７．３％ということで、前年比０．７％の減でございました。ちなみに県の平均は６１．２％でございます。下から６つ目の中ポツ、交通安全教室等委託料７６６万８，０００円余でございますが、交通安全教室等をＮＰＯ法人交通教育とらふぃっくＳｉｓｔｅｒｓに委託したものでございます。交通安全教室の延べ実施回数は、そこにもございますように３６８回、延べ参加者数は２万６，７７６人ということでございました。ちなみに２６年度中の市

内の交通事故の発生状況でございますが、件数で２７７件、前年比２３件の減、交通事故の死亡者は３人で前年度と同様でございました。

次の白丸を１つ飛ばしていただきまして、３目輸送対策費をお願いいたします。備考欄、白丸、輸送対策事業８，０４５万７，０００円余でございます。この事業につきましては、主といたしまして地域振興バスの運行事業でございますけれども、平成２６年度につきましては、利用者のアンケート等の意見や、それから区からの要望等を参考にいたしまして、例えば一方方向だけの通行ではなくて逆回りの運行を取り入れたり、それから新設されましたふれあいセンター広丘にバス停を新設するなど、より利用しやすくなるよう路線の変更をいたしました。このうち北小野線つきましては、国の補助事業、これは公共交通の不便地域にならないようにする施策を支援するという補助事業でございますが、それを導入いたしまして２６年度には４２３万８，０００円の補助をいただいております。この補助金につきましては、運行事業者に直接交付されることから、市といたしましては、運行の委託料からこの分を差し引いて委託料としている状況でございます。備考欄下から３つ目の中ポツ、地域振興バス運行委託料７，６０３万７，０００円余でございますけれども、片丘線ほか８路線につきましては、信州アルピコタクシー株式会社に運行委託をしておりますし、楢川線につきましては、大新東株式会社に運行管理の業務委託をしております。ちなみに２６年度の年間利用者数でございますけれども１５万７，９８６人ということで、前年と比べますと人数で１，７３５人の減、率で１．１％の減でございました。それから備品購入費といたしまして、１，１１０万円の繰越明許費が明記されておりますけれども、これは地域振興バスの楢川線のバス新車両購入に当たりまして、国の地域活性化戦略交付金の該当を受けるために２７年３月に補正予算計上したものでございまして、車両価格１，１１０万円の２分の１に当たります５５５万円が、国庫補助金として認められてはいるんですけども、繰越明許の手続をとりまして今年度購入することとしております。

ページをおめくりいただきまして、１８９ページ最初の白丸でございますが、駅前駐輪場等管理事業２０９万９，０００円余でございます。主といたしまして下から３つ目の中ポツ、駐輪場管理委託料９２万６，０００円余でございますが、これは広丘駅とみどり湖駅の駐輪場の委託管理費でございますし、最後の中ポツ、駐輪場防犯カメラ設置工事８３万１，６００円につきましては、塩尻駅の西口の駐輪場に４カ所防犯カメラを設置いたしまして、自転車等の盗難の抑止に努めてまいりました。以上です。

○消防防災課長　それでは、２０４、２０５ページをお願いいたします。９款１項１目常備消防費、２０５ページ、備考欄一番下の白丸になりますが、広域消防負担金の黒ポツ、松本広域連合負担金５億７，０５０万円余のうち消防費負担金５億４，３６６万円余につきましては、常備消防を運営するための本市分の負担金でございます。次の人件費負担金（職員給与分）３６４万円余と、次のページに移りまして、職員手当分３０１万円余、及び共済費１１７万円余は、消防主任として広域消防から本市に派遣されております職員１名の人件費分でございます。その下の退職手当１，９００万円余は、本年３月で退職をしました広域消防職員のうち、広域消防発足前に本市の職員として採用した消防職員の２名分の退職金についての本市負担分でございます。その下の黒ポツ、松本広域連合負担金（高速救急業務）６１９万円余につきましては、高速道路上の救急業務に係る経費として、中日本高速道路株式会社から本市に支払われました支弁金の全額を、そのまま松本広域連合に支出したものでございます。２つ下の黒ポツ、木曽広域連合負担金２９７万円余は、木曽広域の消防庁舎建設などの起債償還分でございまして、平成２９年度まで支払うこととなっております。

次に２目非常備消防費をお願いいたします。右の備考欄の４つ目の白丸になりますが、消防団諸経費８，７０５万円余のうち最初のポツ、消防団員報酬２，１５４万円余は、消防団員８９６人分の１年間の報酬でございます。その下のポツ、消防団員退職報償金７４１万円余につきましては、５年以上勤務し、退職した団員２５人に対しまして、その団員の階級及び勤務年数に応じまして退職報償金を支給したものでございます。下から７つ目のポツ、車両修繕料３１５万円余につきましては、詰所の火災に伴い一部を損傷した塩尻分団第４部の積載車の修理に伴うもの、その他消防団車両の修理に要したものでございます。一番下のポツ、備品購入費５３６万円余は、消火栓ホース、ホース格納庫等を購入したものでございます。次のページに移りまして、上から２つ目のポツ、消防団員退職報償金負担金１，７２８万円は、団員の退職報償金の給付のための消防基金への掛金でございます。１つ飛びまして、公務災害補償費負担金２００万円余につきましては、公務中に負傷した消防団員、消火活動等に協力し負傷した市民などに支払う補償のための掛金でございます。その３つ下のポツ、消防団運営交付金１，３２１万円余は、消防団本部、分団及び各部の運営のため、団員数、世帯数等に応じ交付したものでございます。その下の災害出動交付金３３９万円につきましては、火災や行方不明者の捜索などで出動した消防団員に交付したもので、従事した期間が半日の場合は団員１人につき２，０００円、１日の場合は４，０００円をそれぞれ交付したものでございます。平成２６年度につきましては、火災１７件、行方不明者の捜索５件、水防５件に出動をしました。

続きまして３目消防施設費をお願いします。備考欄の消防施設整備費、最初のポツ、設計委託料１６７万円余でございますが、これは牧野の宗賀分団第７部詰所の耐震化及び火災で焼損した下西条の塩尻分団第４部詰所の、この２棟の建設に係る設計委託料でございます。２つ下の黒ポツ、消防施設等修繕工事６６７万円余がございますが、これにつきましては、防火貯水槽の漏水補修、詰所の補修工事などを行ったものでございます。その下の詰所建設工事１，７１１万円余につきましては、宗賀分団第７部詰所の建設工事費で、木造２階建８６．５３平方メートルの建物を建築したものでございます。その下の黒ポツ、小型動力ポンプ購入費３８２万円余につきましては、年数を経た消防機材を計画的に更新しているものでございまして、昨年度は塩尻分団第１０部及び宗賀分団第５部の小型動力ポンプの更新をいたしました。その下の消火栓新設改良負担金１，５８５万円余につきましては、消防設備の未整備地区への消火栓の新設、老朽消火栓の改修、支障消火栓の移設等に係るものでございます。

その下の白丸、消防施設整備費（繰越）７６１万円余でございますが、大雪の影響でもって２５年度から繰り越しをいたしました宗賀分団第３部詰所の耐震改修工事に係る監理委託料４１万円余と建設工事費１，１７７万２，０００円の残額分７２０万円余でございます。

次に４目の水防費でございますが、下の白丸、水防対策事業の１９万円余につきましては、土のう袋、土のう用の砂など、水防に係る物品資材等を購入したものでございます。以上です。

○財政課長　それでは、恐れ入ります。少しページをお進みをいただきまして、２６０、２６１ページをお願いいたします。２６０、２６１ページ、１２款公債費でございます。備考欄をお願いいたします。公債費のうち白丸、元金で長期債元金償還金につきましては、２８億４，９００万円余でございまして、前年に比べまして６，６００万円ほど増額になっております。

また、その下の利子の長期債利子償還金につきましては、３億５０８万円余ということで、これは金利の低下

傾向もございまして、前年に比べて３，７８０万円余の減額となっているものでございます。公債費は以上であります。

○企画課長　１３款１項１目土地開発公社費１億９，２００万円でございますが、公用地取得等に関しまして事業の円滑な推進を図るために、土地開発公社に無利子で単年度貸し付けをいたしまして、事業支援を行ったものであります。以上でございます。

○財政課長　最後になります。１４款予備費でございます。２６年度につきましては、予備費の執行はございませんでした。

続きまして、財産に関する調書に移りますので、決算書の３７１、３７２ページまでお進みをいただきたいと思います。３７１、３７２ページでございます。公有財産でございます。土地及び建物のこのページは、総括表になります。１行目の総括につきましては、その下の行政財産と普通財産の合計をお示ししてございます。左の方から土地の決算年度中の増減がございまして、土地の決算年度末残高が２，０９５万余平米ということでございまして、その右側のほうが建物でございます。木造、非木造、それぞれ増減がございまして、一番右側の合計がですね、決算年度末現在高が２８万９，０００平米余となったものでございます。

おめくりをいただきまして、３７３ページからは財産別の調書になります。増減があったもののところをごらんいただきたいと思います。増減を説明させていただきます。まず行政財産の公共用財産でございます。公用財産、これは市が直接使用する財産でございます。ごらんのどおりでございまして、2行目の北庁舎、これは廃止、解体によりまして、土地のところの面積、北庁舎減としまして、塩尻市役所に増と切りかえてございます。右側のページが建物でございます。建物非木造５４５平米余、これについて解体をいたしまして、年度末現在高がゼロとなっているものでございます。

次のページをお願いいたします。次の３７５ページからは公用財産を示してございます。公共用財産、これは市民が共同利用する財産でございます。１行目の塩尻東小学校、増減のところをごらんいただきますけれども、右側のページの建物非木造でございます。３１５平米につきましては、減となってございます。この部分を児童館として整備をいたしまして、塩尻市東児童館に計上したために、この小学校については減としているものでございます。それからおめくりをいただきまして、３７７ページ上から３行目、緑地・公園が土地増となってございます。これについては、宅地開発行為によりまして造成した緑地の寄附を受けたものでございます。それからおめくりをいただきまして、３７９ページ下のほうでございます。下のほうから６行目になります。職業訓練校、土地・建物とも売却処分のために普通財産に移動したものでございまして、行政財産からは土地・建物それぞれ減としたものでございます。それからページを少しおめくりいただきます。３８７ページまでお進みいただきたいと思います。３８７、３８８ページでございます。中段より少し下にございますデイ・サービスセンターつくしの郷。これにつきましては、用途廃止をいたしまして、土地については、一旦旧桔梗荘跡地の区分のほうへ移動いたしましたので減といたしまして、右側のページ、建物につきましては解体によりゼロとしたものでございます。それから、その少し下、ふれあいセンター広丘、これは建設に伴いまして、土地につきましては、旧桔梗荘跡地という区分からこちらのほうへ移動、増としたものでございますし、右側のページ、非木造の建物につきましては、建設により建物分の面積を計上したというものでございます。それから、おめくりをいただきまして、３８９ページにつきましては、上から６行目、桔梗ヶ原保育園、これにつきましては用途廃止をいたしまして、

土地・建物とも普通財産へ移動したことによる減としたものでございます。それから、ずっと中段より下のほうへ行っていただきまして、塩尻東児童館ございます。これについても同様に用途廃止をし、土地と右側のページ木造建物、これを普通財産にしたものでございます。減にしてございます。そして、非木造につきましては３１５平米増となっております。これは新たに塩尻東小学校の一部を、先ほど申しましたとおり、機能移転をいたしまして３１５平米を塩尻東児童館として計上したというものでございます。それから、おめくりいただき中段よりちょっと下でございます。消火栓用地としまして、０．７４平米増でございます。これは寄附を受けたものでございます。それから、おめくりいただき３９３ページにつきましては、上から５行目、広丘駅東口駐車場として、土地が増となってございます。これは事業により取得した面積を計上したものでございます。それから、ずっと下のほうへ行っていただきまして、下から７行目でございます。旧柿沢苗圃跡地で、これにつきましては、一部土地売却をするため普通財産に切りかえた面積を減としたものでございます。それから、その下の旧桔梗荘跡地、これにつきましては、土地増となっております。これはデイ・サービスセンターつくしの郷を用途廃止いたしまして、一旦旧桔梗荘跡地に計上したことによる増でございますし、その減の６，２２２平米余の減となっておりますけれど、これにつきましては、一部をふれあいセンター広丘へ移動いたしまして、残りにつきましては、市道堅石高出線の道路用地へ移動したことによる減でございまして、残がゼロとしたものでございます。それから、おめくりいただきまして、行政財産については以上でございます。

さらにおめくりいただきまして３９７ページをお願いいたします。ここからは普通財産の調書でございます。このページ中段に教員住宅（芦ノ田）がございます。これにつきましては、老朽化のため解体したものでございまして、建物を減としたものでございます。それから、おめくりいただきまして、ちょっとページをおめくりいただき４０１、４０２ページをお願いいたします。上の方から五、六行目、塩尻分団第４部消防詰所、上西条でございますけれども、土地増となってございます。寄附による増でございます。それから、中段よりちょっと下のほうになります。宗賀分団第３部消防詰所、宗賀の洗馬でございます。建物について、新築による増になってございますし、１つ飛びまして、宗賀分団第７部消防詰所、牧野でございます。土地の増、これは寄附による増でございますし、建物新築による増として計上したものでございます。それから、次のページをお願いいたします。４０３ページ、ちょうど中段くらいにございます。旧桔梗ヶ原保育園、これにつきましては、土地・建物ともに用途廃止をいたしまして、こちらの普通財産に計上したことによる面積の増でございます。それから、４行下になります。旧塩尻東児童館、これにつきましても同様でございます。同様に普通財産に計上したというものでございます。それから、次のページ、４０５ページにつきましては、一番下の旧職業訓練校がございます。これは、土地・建物につきまして、一旦こちらの普通財産に計上した後、学校法人五島育英会に譲渡したものでございまして、増、減を計上したもの年度末現在高はゼロとしたものでございます。それから、おめくりをいただきまして、さらにおめくりいただき４０９ページをお願いいたします。ちょうど中段くらいにごみステーション用地として２．１５平米増となってございます。これは帰属によるものでございます。一番下の旧柿沢苗圃跡地の一部ございます。こちらも一旦、こちらを普通財産に切りかえまして、その一部でございます。サン・ビジョンに売却をし、年度末現在高はゼロと計上したものでございます。

それでは、おめくりいただきまして４１１ページでございます。こちらは山林でございます。左側が面積でございますけれども、面積については増減がございません。右側については、立木の推定蓄積量を計上してござい

ますが、こちらは成長率を年３．１％で推計いたしまして、そこから所有林につきましては、間伐分がありましたので、間伐分を除いているものでございます。結果、所有、分収林合計、一番下のほうでございますけれども、右側から２段目、期中増減が８，５８１立米の増といたしまして、残高が一番右側、２９万３，０００立米余となったものでございます。

それから次のページにつきましては、出資による権利でございまして、ごらんのとおりでございます。決算年度中の増減については、ございません。私からは以上でございます。

○会計管理者　私からは４１３ページからの重要物品について御説明申し上げます。重要物品の基準につきましては、財務規則により自動車と取得価格、または見積価格が１００万円以上の物品となっております。表につきましては、区分別に２６年度中の取得、または処分等のあった物品を増減し、決算年度末現在高を記載しております。平成２６年度の決算年度中におきましては、除雪に使用するブルドーザー１台や給食用牛乳保冷庫２台、小型動力ポンプ２台の購入等により取得２３点が増数となり、小型乗用自動車等３３点が処分等で減数となりました。その合計につきましては、４１６ページをごらんください。差引決算年度末残高は４８２件となっております。以上です。

○財政課長　それでは、おめくりをいただきまして、４１７ページをお願いいたします。こちらのページは債権でございます。ごらんのとおりでございまして、決算年度中の増減につきましては、２６年度末の現在高、右側でございますが、表に示してあるとおりでございますので、ごらんいただいたとおりでございます。

それから、右側のページ、４１８ページについては、基金の年度末の現在高の一覧表でございます。内容については、支出の基金のところで御説明したとおりでございます。

次のページ、４１９ページ以降につきましては、これは基金の運用状況でございますので、ごらんいただきたいと思います。財産に関する調書の説明は、以上で終わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　それじゃ、３時まで休憩といたします。

午後２時５０分　休憩

―――――――――――――――

午後３時００分　再開

○委員長　それでは、休憩を解いて再開をいたします。

説明を受けた４３８ページまでの質疑を行いたいと思います。委員の皆様から御質問ありますか。

○永田公由委員　１５３ページの霊園の関係でお伺いしたいんですが、霊園の除雪というのはどんな態勢で行われていますか。

○生活環境課長　基本的に霊園の周辺にございます市道、手前に市道がありますけれども、その市道の除雪にあわせて、その業者が一度決まりの積雪があれば、１回ぐるっとかいてもらうということになっております。中はかくことは、今、ほとんどしてませんけども、降雪量に応じては、一般の私どもの職員が行って、昨年の冬でしたかね、かなりの降雪がありましたので、あのときには除雪機を持って職員が除雪をしたという態勢をとってきました。

○永田公由委員　今、管理人っていうかシルバーに管理任せてるけど、その人たちが除雪をするってことはないわけですかね。

○生活環境課長　基本的に軽微な除雪はお願いはしておりますけれども、中の深く積もった雪等は委託をしておりません。

○永田公由委員　何でその質問をしたかというとね、東京からお墓参りに来た人が雪で入れなくて、せっかく東京から来たんだけど帰らざるを得なかったということがあって、ちょっと私の知ってる方で苦情をいただいたもんで、その辺どうなってるかなっていうことでお聞きをした。たまたま何か雪があったそうなんですよね。そういうこともちょっと含んでおいてください。

それといい、もう１点。ごみ処理の関係で袋の処理手数料、本会議でも幾らか話題になってますけど、手数料は松塩施設組合のほうへ入るんですか、それとも市のほうへ入るんですか。

○生活環境課長　全ての収入は塩尻市に入っております。

○永田公由委員　それは、歳入のどこに入りますか。

○生活環境課長　済みません、歳入の。係長に答えさせます。

○環境対策係長　決算書の歳入３０、３１ページの中ほど、清掃手数料の廃棄物処理手数料６，９００万円余がその分に該当いたします。

○永田公由委員　いいです。

○委員長　いいですか。ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員　１４７ページの真ん中あたりよりちょっと上かな。不法投棄の関係の監視カメラを１点購入して取りつけたということですけど、これがどこかということと、この不法投棄の関係で、ほかにも監視カメラ等で監視しているところが、今現在あるかどうか、その辺をお願いします。

○生活環境課長　平成２６年度におきましては、常習的に捨てられる箇所といたしまして、長野道のボックスカルバートの下がかなり捨てられておりまして、これが常習的と言いますのは、同じ方が捨ててるということがはっきりわかってまいりまして、カメラの設置をいたしました。

○柴田博委員　どこ、場所は。

○生活環境課長　場所はですね、野村の、何て言うんですか、丘中学校の前での道と交差するよりも少し北側です。エプソン側のほうですね。それをやりましたら最初は映像に映らなくて、違うところで不法投棄またあったもんですから、そこに設置をいたしましたら犯人が特定されまして、この方は起訴されました。今現在はですね、そこのでんでん虫って言うんですか、地下へ、ＪＲの下くぐるところがありますが、あそこに今、設置をして、言っていいかどうかちょっとわかりませんけれど、設置をして監視していますが、まだ犯人特定はできていない。以上です。

○柴田博委員　違うところですけれども、１５５ページのごみ処理負担金の関係ですが、広域施設組合への負担金で、先ほど燃えるごみの処理と、あと最終処分場の分だっていうことだったですが、組合としてはもっとほかの事業もやってますよね。山形と松本だけ関係する分とかいうことで、それらも全部入れて合計の中で、塩尻市はこれだけ、２３．４１％ですよっていうことなのか、それとも塩尻が関係するところだけの合計のあれなのか、その辺をもうちょっと詳しく説明してください。

○生活環境課長　負担金の額につきましては、今、委員さんのお話にありましたように、塩尻市は最終処分場の負担をしてますし、山形と松本につきましては、し尿処理場の負担もしてます。これ全ての負担金を含めての２

５％というふうになっております。ただ塩尻市の負担金の中の約１億円は、最終処分場の償還金になっております。

○柴田博委員　例えば、ラーラ松本のプールの関係の運営費とか、そういうのも全部入ってるっていうことですか。

○生活環境課長　そのとおりでございます。

○柴田博委員　わかりました。

○委員長　ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員　１５３ページの合葬墓の関係でございますが、基本計画の策定ということで、どこの業者で、基本計画の中では大体どういうような内容になっているのか、説明してください。

○生活環境課長　業者は安曇野市のかいたくという業者でございました。内容につきましては、実際に塩尻市の規模、それから県内、あるいは県外の同規模の自治体が設置している合葬墓。人口に伴ってどのくらい今後合葬墓に入る見込みがあるかというのの調査を先にしながらですね、実際に私どもがこの基本計画で策定してきたのは､おおむね全体で４００体分は要るのではないかというふうに考えております｡ただ４００体の中でもですね、これまでも合葬墓の内容、各自治体のいろんな内容を見てきますと、建物の中の棚にお骨を乗せる場合と、ロッカー式にロッカーにお骨を入れる場合とあるんですが、それらもどういうふうに設置したらいいかというようなことも基本計画の中では、ちょっと考えてきたところでございます。そういった合葬の仕方を個別埋葬と言っています。その埋葬がある一定の年数が過ぎますと共同埋葬と言いまして、地下のほうにその甕から出して埋葬するというふうな形をとりまして、この個別埋葬というのがおおむね２００体くらい要るだろうなというふうに想定を、今、しているところでございます。それと、あとは霊園につきましては、かなり地下水が高い地域なもんですから、どういったところに設置したらいいか、あるいはどのくらいの規模のものが必要かというようなところを、基本計画の中では検討してきていただいたものでございます。以上です。

○永井泰仁委員　そうすると大体近傍類似の人口の事例だとか、なから統計的にこのくらいであろうという推計でありますが、そうすると実施設計の中で一番の今回の眼目の平成２７年度は、場所の選定ということが一番の眼目になるわけですか。その辺いついて説明してください。

○生活環境課長　実施設計に当たりましては、合葬墓につきましては、先ほどちょっとお話ししましたように地下水が高いということで、地下に埋葬する場合は湿気がかなりたまるということで、換気の必要があるということで、実質上は電気が配線されなきゃいけない場所、それから合葬墓なもんですから、身寄りのない方が多く入る可能性はあるんですが、ほかの自治体のお話を聞いてみますと、お友達とか、そういう人たちが参拝に訪れることも多いようでございます。だもんですから、できるかぎり山の奥とかですね、そちらのほうではなくて管理しやすい場所というところを今、選定し、今２カ所について検討しているところでございます。以上です。

○永井泰仁委員　それはまだ、２カ所が可能性としてやってるんだけど、それはまだこの辺というようなこういう、公表というのはある程度こととししっかり実施設計が全部できた段階で、この辺の場所をお願いしますというふうに地主や地域には説明するのか、そこらの手順はどんなふうに考えていますか。

○生活環境課長　いろんな皆さんの御意見をお聞きしなきゃいけないというふうに考えておりますので、まず庁内でも関係部署と検討いたしまして、議員さんのほうにもですね、いつの時点かお話をしながら決定してまいり

たいなと、こういうふうに考えております。

○永井泰仁委員　１５７ページの簡易水道の特別会計繰出金でございますが、これは簡易水道が上水道に統合されれば繰り出す必要はないという、そういうことでしょうか。

○財政課長　今、特別会計で処理しております。今度統合した場合には、そうは言っても資産として、あるいは収支についても区分してやっていきます。簡水については不足分をこれまで補填してきたという経過があります。ただ、しかしながら、この企業経営の中で、全体の中で料金設定と、その中でどの程度の補填が必要なのかということになってきますけれども、基本的には繰出基準に従った中でですね、今後は繰り出していくことになろうというふうに考えております。

○永井泰仁委員　そうするとこれは、水道事業部のほうと今後このくらいにしましょうとか、こっちのほうはこれについちゃ統合計画を持ってるから、この程度にするとか、そういうあれでしょうか。２７年度からは内部的に水道事業部との調整は進めているわけでしょうか。

○財政課長　今後はですね、詳細詰めていかないと統合というわけにはいきません。詰めていく中ではですね、これまでの通してきた分の償還もあります。今後の料金設定の議論もありますけれども、その辺のところ詰めながらですね、そうは言っても先ほど申しましたとおり、繰り出し基準というものがございますので、その範囲の中でというようなこと、考え方を基本にして検討していきたいということでございます。

○永井泰仁委員　しっかり精査してもらって、これから出てくる体育館の維持管理費のほうへ少しでも回せるように、基準はございますが、また水道のことしっかりすり合わせてもらいたいと思います。要望で結構です。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○永田公由委員　消防の関係で、緊急メールのことでちょっとお聞きをしたいんですが、この間も洗馬で火災があったときに緊急メールが入って、何時何分塩尻市洗馬で建物火災が発生しました。その後、鎮火しましただけで、どの地区でということまでわからなくて、次の日に問い合わせをしてわかったんだけども、ちょうど新聞休みだったもんでね。もう少し詳しく緊急メールを入れてもらうということはできないわけ。

○消防防災課長　火災発生の市民向けの緊急メールにつきましては、広域消防局が発信するメールをそのまんま市の緊急メールの機械に乗せて発信をしているという状況で、発信元の情報そのものは、広域消防局のほうで打って出しているものなんですが、そういった御意見もありますのでちょっと細かくできるかどうかは、広域消防局のほうと話をしてみなければいけないんですけど、そういう意見も聞いてはいます。今、オフトークがなくなりましたんで、ちょっと場所がわからないという御意見もいただいてはおります。

○永田公由委員　できればね、塩尻市洗馬だったら洗馬上組くらいまではね、入れてもらえればありがたいと思うんで、検討してみてください。

○委員長　ほかにはどうですか。

○柴田博委員　１８７ページの一番下のほうの地域振興バスの関係ですけれども、片丘線ほか８路線がアルピコで、楢川線が大新東に委託ということなんですけれども、当初っていうか、途中で北小野の関係、勝弦の関係が始まったときに、楢川で使ってるバスを向こうのほうへ回したりっていうことをやってたと思うんですが、今はそういうことはやってないっていうことでしょうか。

○地域振興課長　楢川線のみが市のバスということで、あとはアルピコタクシーのほうのバスを使ってるという

ことでございます。

○柴田博委員　楢川で使ってるバスが、ほかの地域には行ってないってことだね。

○地域振興課長　そういうことです。

○柴田博委員　それで、どういう経過があって、こういう２社に委託の形態も変えて出してるかということは、ちょっといろいろ初めからの経過があると思うんですが、今後ともこれについては、こういう形で、違った形で委託していくってことはもう変わりないのか、それともどっちかの方向にまとめていくつもりはないのか、その辺はどうなんでしょう。

○地域振興課長　いわゆる４条運行と７９条運行と言いまして、アルピコタクシーのほうが４条運行ということで一般旅客の資格を取ってですね、認可を受けて事業をやってる事業者なんですけれども、楢川線につきましては、アルピコタクシーさんのほうで、そこの路線を受けていただけないものだもんですから、市としてそこを独自に７９条のほうで補填をしていると言いますか、要するに市のバスを使って運行しているという状況でございますので、今後も現状のまま今のところはですね、分けて委託をしていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○柴田博委員　アルピコが楢川のほうを受けられないというのは、アルピコの事情で受けないのか、それとも何か法律的なものがあって受けられないのかっていうような、その辺はどうなんですか。

○地域振興課長　アルピコの事情というふうにお聞きしております。

○柴田博委員　アルピコの事情。いいです。

　もう１点、あと１８９ページ一番上のほうの駐輪場の関係ですけれども、これ、先ほど駐輪場管理委託料のところで広丘駅とみどり湖駅の駐輪場というふうに説明があったんですけど、塩尻駅の駐輪場は別のところで見てるということでしょうか。

○地域振興課長　塩尻駅につきましてはですね、現在商工課のほうで駅前広場ということもございまして、東口も西口も駐車場のほうを管理しております、街カンのほうへ委託してですね。そこで一緒に駐輪場のほうも見ていただいているということで、地域振興課としては、そちらのほうに委託をしていなくて、商工課のほうで一緒に見ていただいているということになります。

○柴田博委員　そうすると、塩尻駅の西口のカメラ設置４台というのは、何でここにこれが入ってくるわけですか。

○地域振興課長　カメラの設置自体はですね、うちのほうで予算化をしてということで、今までも広丘の、済みません、広丘のほうはうちのほうで管理しているからあれなんですけれども、設置はやって、あとの管理については商工課のほうで引き続きやっていくということになります。

○柴田博委員　わかりました。

　もう１点、いいですか。一番最後のほうの、４１３ページの重要物品の関係ですけれども、ここで１００万円以上ですか、いろいろ出ているわけですが、それぞれ例えば車にしても、例えば絵画とか掛け軸とかいうにしても、数がいろいろ多いわけですけど、これらそれぞれがどこに置いてあって、誰が管理してるかっていうようなことは、会計課のほうで全部まとめて管理されてるっていうことでいいんでしょうか。

○会計管理者　委員さんおっしゃるように会計課で全てを管理しているような状況になりますが、財務会計シス

テムよりまして、それぞれ台帳がございまして、例えば会議テーブルならどこにあって、何年に購入したものでという基礎データ、全て入っている状況になっております。

○柴田博委員　そうすると、例えば机、ここに載ってる物品が、会計課が関与しないところで違う場所へ移動したりっていうようなことは絶対ないという、そういうことですか。

○会計管理者　目の届かないっていうところはないと思いますけれども、必ず紙ベースにおいて、購入の場合、処分する場合､会計課へ各担当課長の印鑑を得た上で上がってくるようになっておりますので､勝手に処分とか、そういうことはあり得ないと思います。

○柴田博委員　そうですか。じゃあ、いいです。

○永田公由委員　さっきの振興バスの関係でね、いわゆる乗らない人たちから見ると１００円というのは安いと。しかも楢川も１００円だと、これってちょっとおかしくないっていう声が、結構選挙をやってるときに聞いたんですよね。楢川の人にしてみれば普通なら３２０円かかる、電車なら３２０円が１００円で塩尻に来られる、ということで非常に喜ばれているとは思うんだけど、実際税金を投入してやっている中で、やはり運賃の見直しっていうのは、やってかなきゃいけないと思うんだけど、その辺については検討される考えはありますか。

○地域振興課長　委員さん、御指摘のとおり、確かに乗ってく距離ですね、それからそこに並行して走ってる公共交通の費用対効果みたいなことを考えますとですね、一律でいいのかっていう議論も確かにあろうかと思います。ただ今現在、１００円っていう、何て言いますかね、どこでも１００円というところが売りの部分もございますので、今のような御意見もいただく中で、ちょうど回数券の検討も今、来年の春に始めるように進めているとこですけれども、他市の状況も見ますと、確かに塩尻市の１００円というものはですね、確かに安めかなというところはございますので、すぐにちょっと来年からってわけにはいかないかと思いますけども、検討課題として扱ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員　１４７ページの公害防止対策事業の中の自動車騒音調査の委託料の関係ですが、国道１９号で高出と吉田２点、それから県道原洗馬停線沿いということの郷原地域ですが、これは台数は調査しないのか、いわゆる騒音のレベルだけ環境基準を超えるかどうかということを調査するのか、現状はどんな状況でしょうか。

○生活環境課長　台数の調査は行っておりません。単純に騒音調査でございまして、昼間の騒音と夜間の騒音を調査しているものでございます。以上です。

○永井泰仁委員　それでそれは、これまで実施してきてる中で、環境基準をオーバーをしている箇所が出てるのか、出てないのか、お伺いします。

○生活環境課長　先ほど委員さんもお話ししたように高出というのが、芝茶屋の楽園の前でです。それから吉田がルートインの前でですね。それから郷原が郷福寺の前でになっておりまして、芝茶屋がですね、これが環境基準を上回って、環境基準を上回ると環境基準よりもっと、何ですか、なるいって言いますか、騒音の限度というのがあるんですけども､それをも上回ってるということで､これに対しては環境省に､これは報告が行きますと、国交省のほうにその改善ができることになるんですけれども、実際、今現在、そこのところでの騒音、苦情がない状況でございます。今後の動向を見ながらですね、道路等の対策等が必要であれば、私どもも環境省のほうに話をしていかなけりゃいけないかなというふうには思っております。今のところ、そういった動きはしておりま

せん。以上です。

○永井泰仁委員　そうすると、この騒音の調査はどうしても市費でやらないと国土交通省のほうからは、一切出してもらえないってことですか。

○生活環境課長　私ちょっと説明もしましたけど、本来県がやる事業をですね、権限委譲で私どもが今やっております、交付税で措置されてる部分がございますので。幾らかっていうのは、ちょっと私どもわかりませんけども、交付税で措置されるというふうに理解しております。

○永井泰仁委員　いいです。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員　１４９ページの真ん中あたりの新エネルギー導入普及事業補助金の関係ですが、そこの項目の一番下に省エネナビ・ＨＥＭＳということで、２７件ってあるんですけど、これどんな補助で、１件当たりどれくらいの補助が出ているのか、その辺の説明をお願いします。

○生活環境課長　省エネナビとＨＥＭＳというのがですね、共通する事項が、今現在家の中で使っている電力使用料、これがきちっと把握できることになっております。省エネナビが、それが正確にはかれるというものでございます。ＨＥＭＳと言うのはですね、どちらかというと太陽光を設置するときに、太陽光で電気つくるわけですね、つくるほうの電力も管理する。今お話のように、買って使う電気もどのくらい使ってるかっていうのと、太陽光でつくった電気がどのくらいできて、どこに、どういうふうに使われてるかっていうのが把握できるということ。それからもう１点はですね、その機器そのものをコントロールできるというのがＨＥＭＳの設備になっております。ただし今言った省エネナビと言うのが、いわゆる太陽光を設置しない家庭でも、今使われてる電力がどのくらいあるかがわかるもんですから、その２つに、今、補助金を出しているものでございまして、１件当たり１万円の補助をしているものでございます。以上です。

○柴田博委員　その補助はいつから始まったものですか。

○生活環境課長　済みません、私の記憶では２５年からだったと思うんですが。失礼しました、２６年からでございました。

○柴田博委員　初めてってこと。

○生活環境課長　昨年からです。済みません、申しわけございません。

○柴田博委員　それで、省エネナビとかＨＥＭＳとかを新しく、それだけをつけた場合に１万円の補助が出るという、そういうことですか。

○生活環境課長　ＨＥＭＳにつきましては、基本的には太陽光を設置する業者さんが、これをつけたほうがお得と言いますか、いわゆる総合的に新しくできる住宅に設置するということが多いもんですから、かなり促されてＨＥＭＳを設置するっていう家庭が多いです。省エネナビのほうは、どちらかと言うと既存の住宅の方たちが設置するというところが多くなってきておるようです。

○委員長　ほかにはどうですか。

１４７ページ、まずお聞きしたいと思いますが、この中で不法投棄物処分委託料と不法投棄回収委託料というのがあるわけですが、予算説明のときにたしか市民通報だとか、側溝の土砂の上げたのを片づけるとか、そんなようなことも言われたんですが、どのくらいこの事業っていうか、委託によって処理をされたのか。それともう

１つはですね、やっぱり一番のあれは、検証方法だと思うんですが、どんなふうに検証をされてるんでしょうか。その量だとか、そういうものを。

○生活環境課長　まず、その量でございますが、平成２６年の実績では、家電リサイクル法に伴いますテレビ、冷蔵庫、洗濯機、クーラーですね、こういったものが捨てられてるのが、全部で６３台ございまして、そのうち大きなものは５０台のテレビでございます。これは、デジタル化に伴ってのアナログのテレビが捨てられてるっていうのが多いんですけども、今現在捨てられてる状況を見ると新しく捨てられているんではなくて、今現在ボランティア活動とか、地域の皆さんが、今まで清掃してなかったところもきちんと清掃し始めてるのでですね、昔捨てられたのがかなりあるんではないかなというふうに思っております。また、ポイ捨てされる可燃ごみですね、そういったものが年間１５トン。それから缶空、瓶等の資源系のものが１１トン、それからタイヤですね、これが２５６本ということで、家電リサイクル法に伴う家電は減ってきておりますけども、相変わらず可燃ごみや資源ごみについては、横ばいの状況という状況です。この把握なんですが、不法投棄されたごみの回収の際に、その周辺にある一番最寄りのですね、私どものごみの収集の運搬を扱っている業者さんに持っていく。そこではかりではかって、何がどのくらいかっていうことで私どもに請求が来ていますので、そこできちんと量の把握をしているという状況でございます。以上です。

○委員長　わかりました。

もう１点お願いします。１５１ページの上段のほうなんですが、地下水測定等委託料の関係で、まず地下水の水質検査業務委託料というのは、平成２５年についても４地点というようなことで上がってたんですが、今回地下水一斉測水調査業務委託料の５０地点というのは、前回なかったような気がするんですが、これはどういうことを目的にですね、こういう調査をするのか、こういうことが非常に心配なのでということなのか、ただ漠然とって言えば失礼ですが、何かそこら辺の理由をまず教えてください。

○生活環境課長　今回の５０地点の深井戸の調査につきましては、先ほどもちょっとお話ししましたが、９月と２月、９月というのはどちらかというと地下水の豊富な時期でございます。２月は渇水の時期ということになります。この２点を深井戸の水位、これは今、地表から何メートル下に水位があるかというのを一斉に、２日かけてなんですが、５０地点を測水します。そうすると標高と今の地下水の水位が出てまいりますので、そうすると極端に言うと地下のですね、水の等高線、山を反対にした上下になるんですが、その等高線を書きます。その等高線に直角に通常は水が流れるっていうふうに文献なっておりまして、それで、どういう方向に地下水は流れているか、これがわかってまいりました。現実はですね、状況は大きく申しますと、この平らな地域は奈良井川に沿って松本側に流れております。それから塩嶺地域、それから東山から勝弦に向けての地域は、宝石の館ですか、あそこに水が集中して、あとは塩嶺トンネルの向きに沿って、この平らに水が流れているということがわかってきております。そこで、さらに何がわかるかって申しますと、その水位の状況で、今、地下で眠っている地下水量、これが推測なんですけども約１８億８，０００万トンというふうに今、推測しておりますが、これが、これから５年１０年でどうなるかということは、水がどうなっていくかということを直接基本とするというものを今回調査させてもらったというものでございます。

もう１点はですね、わかってきたことは、奈良井川から西側の地域は、夏と冬の水位差が５メートル以上違っています。それから、この平らな地域は、それが数メートルです。先ほど言いました塩嶺地域、勝弦から東山に

向けての水なんですが、ここはどちらかというと冬と夏の時期が同じ水位、ということは夏の時期ですね、水が出てるということなんですよね。ということがわかってきたということで、今後これが数年後に、この水がどのように変わっていくかっていうことは、見ていくための基礎データということを今回つかんだんではないかというふうに思っております。

○委員長　よく話わかりました。ありがとうございました。そうするとですね、今までもこういう調査って定期的にやってたんでしょうか。それともこれからは考えたいということなんでしょうか。

○生活環境課長　この地下水の水位の調査というのは初めてでございます、深井戸の調査というのはですね。今までやってきたのはどちらかというと､水質がどうなのかっていうことを主にやってきたという状況です｡ただ、今後どうするかというのは、いろいろなことを考えていかなきゃいけないんですが、実は本年度ですね、この松本盆地全体の水がどのようになるかというのは、アルプス地域地下水協議会というのがありまして、そちらのほうで、今と同じ水位調査をやることになっています。塩尻も６カ所か、７カ所水位をやっぱりはかることになってまして、今度はこの盆地全体がどうなのかっていうことを測定した上でですね、この地域全体でどのようにしていくかということを検討していきたいという、その材料をつくりたいというふうになっておりますので、それを踏まえてですね、塩尻市としてはどうするかを検討するべきかなというふうに思っております。以上です。

○委員長　ありがとうございました。ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

○永井泰仁委員　２０９ページのいわゆる災害出動でございますが、火災はどっから出るかわかりませんけれども、今、水路の整備だとかですね、消防車が出て水をかい出さなけりゃならないというようなところは、また今後大雨が降ってくれば、またそこが氾濫したり、床下浸水とか、いろんな形が影響してくると思うんですが、この水防で５件でしたっけね。出動したとこの場所だとか、あるいはまた、そこの場所について市道の側溝等を改良すればそこは直るとか、内部的な連絡を建設事業部のほうととるとか、そういうところまでやっているのか、ただ出動の回数として把握してるのか、その辺はどうでしょうか。

○消防防災課長　水防で出動したところでございますが、昨年は、片丘、桟敷、野村、堅石、中西条というような形で出動しました。このうち野村につきましては、建設のほう通しまして、側溝がですね、掃除等をしていないような状況であふれているというようなことが確認できましたので、早速建設のほうにお話をさせていただいておりますし、中西条につきましては、やや強めの雪が降ったときにですね、除雪した際に重機で水路へ雪を押しちゃったということだったもんですから、これもまた建設を通じて要望はしてありますので、その都度状況を見ながら庁内の連絡体制の中でやっております。

○永井泰仁委員　これから心配されることは、ゲリラ豪雨だとかね、大雪等も出てくるもんですから、いずれにしても出動したところは何だかの欠陥があってできてくるもんですから、ぜひまた庁内的に修理で改良できるところについては、やはりチェックしてもらって、それで直すようなことを。地元の要望が出てくる、出て来ないにかかわらずですね、庁内的な連携をとってもらって、またその消防車が出てくとか、また場所によっては氾濫しちゃうとかね、越水をしちゃうようなことが考えられますので、その辺の連携も含めてね、しっかりやってもらいたいなと思います。これは要望でいいです。

○委員長　どうでしょうか。いいですか。

○生活環境課長　係長のほうから私の答弁ミスがあったようでございますので、ちょっと直させていただきたい

と思います。先ほど交通量調査につきまして、永井委員さんから騒音の調査のときのお話がございましたが、短時間の交通量の調査は行っているようでございますので、御承知をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○委員長　あとは答弁漏れございませんね。　それでは、歳出については、以上で終了といたします。

それでは、歳入全般について説明を求めます。１４ページから６３ページであります。

○会計管理者　それでは、一般会計の歳入の主なものについて御説明いたします。初めに決算書説明資料８ページの一般会計歳入決算額比較表及び９ページの市税徴収実績対比表をごらんください。

１款市税の収入済額１０２億９，２７３万７，０３２円は、前年度と比較し９億３，６９７万円余、１０．０％の増となりました。歳入合計の３５％を占めております。また、収納率につきましては、決算説明資料９ページ下から５行目にありますように、現年度課税分、滞納繰越分、合わせた収納率は９６．１８％、前年度より０．８３％の増となりました。決算説明資料１０ページをごらんください。市税の不納欠損額につきましては、市税不納欠損総括表の合計にありますように２，５３２件、４，２６７万円余を法に基づき処理をしております。これは前年度より件数で６５７件減、税額では３，８７２万円余の増となりました。

それでは、税目別の決算状況の主な税目について説明いたします。決算説明資料９ページをごらんください。そちらをごらんいただきながら、恐れ入りますが決算書１４、１５ページをごらんください。現年度課税分、滞納繰越分合わせての計で説明いたします。

１項市民税１目の個人市民税ですが、収入済額３２億８，４３８万２，０５７円は、給与所得の収入増加により前年度より３，２９８万円余、１．０％の増となりました。次に２目法人市民税ですが、収入済額１６億７，６８４万２，６４６円は、景気回復による製造業の業績良好によるものや円安の影響で企業業績が回復したことなどにより、前年度より８億９，８６６万円余、１１５．５％の大幅な増となりました。

２項固定資産税１目固定資産税ですが、収入済額４２億７，４１４万２，１２９円は、新築家屋及び償却資産の増加により前年度より７４５万円余、０．２％の増となりました。

３項軽自動車税ですが、収入済額１億６，０５２万１２６円は、軽自動車の保有台数の増加により前年度より５００万円余、３．２％の増となりました。

次に決算書１６、１７ページをごらんください。４項市たばこ税ですが、収入済額４億５，４５１万６，７０１円は、前年度より１，１２３万円余、２．４％の減となりました。これは、消費本数の減少によるものです。

次に、８項都市計画税ですが、収入済額３億６，５８９万４，０２３円は、前年度より４６８万円余、１．３％の増となりました。なお、都市計画税充当状況につきましては、午前中、財政課長の説明でもございましたけれども、決算説明資料１１ページで御確認いただきたいと思います。

次に決算書、同じページから１８、１９ページをごらんください。２款地方譲与税は、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税で、収入済額２億５，３７７万５，００３円は、前年度より１，２１１万円余、４．６％の減となりました。それぞれの譲与税の交付等の内容は、備考欄の記載のとおりでございます。

５項株式等譲渡所得割交付金の収入済額は、前年度より６３８万円余、１４．７％の減となっております。

それでは、決算書２０、２１ページをごらんください。６款地方消費税交付金は、前年度より１億４，４８９万円余、２１．４％の増となりました。

７款ゴルフ場利用税交付金から１１款交通安全対策特別交付金までの交付金につきましては、それぞれ減となっておりますが、１０款地方交付税におきましては、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するために、国の一定の基準によって地方公共団体へ交付されるもので、収入済額５５億９，０９３万３，０００円は、前年度より４億７，０８２万円、７．８％の減となりました。なお、概要につきましては、決算説明資料１２ページで御確認ください。

次に決算書２２、２３ページをごらんください。１２款分担金及び負担金は、特定の事業に要する経費に充てるもので、収入済額４億１，６８８万１１４円は、前年度より１，０７３万円余、２．５％の減となりました。この主なものは２３ページ、備考欄の中ほどにあります２節児童福祉費負担金のうち長時間保育等負担金、保育料滞納繰越分の収納率が下がっておるからと思われます。なお、詳細につきましては、決算説明資料１５ページの保育料収納実績表で御確認いただきたいと思います。

次に１３款使用料及び手数料は、各担当課で管理している公共施設等の使用料等です。収入済額３億３，２３２万４，３１３円は、前年度より２，０５５万円余、５．８％の減となりました。この減少要因の主なものは、社会教育施設費の入館料、体育施設使用料の減になります。決算書２７ページ、８目教育使用料の１節社会教育使用料は、１２４万円余の減、２９ページ２節保健体育使用料は、２７８万円の減となりました。詳細につきましては、決算説明資料２２、２３ページを御参照いただきたいと思います。

次に決算書３０、３１ページの下から次のページになります１４款国庫支出金ですが、収入済額３２億２万８，５８７円は、前年度より２億１，０８６万円余、７．１％の増となりました。また、収入未済額２億５，９０７万円余の内容は、決算説明資料６ページにあります繰越明許の平成２６年度から２７年度への財源内訳の国庫支出金になりますので御確認ください。国庫支出金中、前年度と比較して特に増額となったものは、決算書３２、３３ページの１節社会福祉費負担金は、収入済額４億８，６０１万３８０円で、前年度より３，２４０万円の増となりました。

同じページ下のほうの国庫補助金は１４億８８万６，１１２円、前年度より１億７，９６２万円余の増で、内容につきましては、３３ページの備考欄のとおりでございます。３５ページ２目民生費国庫補助金の１節社会福祉費補助金では、臨時福祉給付金給付費補助金、子育て世帯臨時福祉給付金給付費補助金が、平成２６年度新たに給付補助となったものです。同じページ５節、農業費補助金は８，９８８万７，１１２円で、６，０５７万円余の増となりました。また、同じページ６目、土木費国庫補助金は６億３，２９３万１，０００円、５，０３６万円余の減、内容につきましては社会資本整備総合交付金となっております。

次に１５款県支出金ですが、収入済額１２億４５７万９，６３２円は、前年度より１億２１０万円余、９．３％の増となりました。この要因として、前年度と比較し増減のあった主なものを御説明いたします。県負担金、決算書の３８、３９ページの中ほどの１節社会福祉費負担金、備考欄、国民健康保険基盤安定負担金、障害児施設措置費負担金が増額となっております。

また、県補助金、４１ページになりますが、２節児童福祉費補助金、備考欄、安心こども基金事業補助金についても増額となっております。同じページ、衛生費県補助金１節環境衛生費補助金は前年度と比較し、２７８万円余の減額、備考欄、公衆浴場経営安定化助成事業等補助金、自然環境整備支援事業補助金が減額となりました。４２、４３ページ、４目農林水産業費県補助金が増額となり、１節農業費補助金、備考欄中央になります、新規

就農・経営継承総合支援事業補助金等が増額となり、２節林業費補助金が減額となっております。

次に決算書４４、４５ページをごらんください。３項委託金４節選挙費委託金、備考欄になりますが、県知事選挙、県会議員選挙、衆議院議員選挙等の委託金の皆増などが主な要因となっております。

続きまして、次のページの１６款財産収入ですが、収入済額１億９，８１８万８，５４７円は、前年度より１億３，１２８万円余、１９６．２％の増となりました。こちらにつきましても、午前中、財政課長の説明したとおりでございますが、財産売払収入の増によるもので、１目１節の不動産売払収入、市有地売払収入となっております。詳細は備考欄に記載のとおりです。

同じページ一番下から４８、４９ページにかけてごらんください。１７款寄付金は、収入済額２，２５５万９，９１７円は、前年度より６，０１３万円余、７２．７％の減となりました。

１８款繰入金ですが、収入済額６，７５７万６，９９７円は、前年度より２億２，０９１万円余、７６．６％の減となりました。

次に同じページ、１９款繰越金ですが、収入済額は７億６，８２２万３，１９６円で、前年度より３億４，０２６万円余、７９．５％の増となりました。備考欄にあります前年度繰越金と繰越明許費繰越金は、決算説明資料の４ページの一般会計の右上、２５年度の翌年度へ繰り越すべき財源、１億３，８９３万円余と実質収支額６億２，９２８万円余の合計となります。

２０款諸収入ですが、収入済額２３億４，７９３万２，１３３円は、前年度より２億２，０９３万円余、８．６％の減となりました。こちらは、５１ページの備考欄の中小企業融資あっせん資金預託金元金収入１億４４０万円余の減、５６、５７ページ６節商工費雑入の平成２５年度決算に記載されておりました旧駐車場会計決算剰余金３，３７４万円余の皆減等によるものでございます。

６０、６１ページの２１款市債ですが、収入済額３７億３，５９９万２，０００円は、前年度より１１億５，５８７万円余、４４．８％の増となりました。決算説明資料２８、２９ページに起債借入状況がございますので、御確認ください。

最後になりますが、決算書６２、６３ページ、決算説明資料につきましては８ページをごらんください。決算書一番下の収入合計になります。平成２６年度一般会計の歳入合計の収入済額は、２９４億３，９７０万７，３１５円で、市税、国及び県補助金の確保と有利な起債の活用に努めました結果、前年度より１９億６，７０７万円余、７．２％の増となりました。

以上をもちまして、歳入についての説明を終わりとさせていただきます。

○委員長　それでは、４時１０分まで休憩をさせていただきたいと思います。

午後４時０１分　休憩

午後４時０９分　再開

○委員長　それでは、休憩を解いて、再開をいたします。説明を受けた歳入全般の質疑を行いたいと思います。委員の皆様から質問をお願いいたします。

○永井泰仁委員　３５ページの社会資本整備総合交付金でありますが、軒並み減額ということで当初の予想よりも国が厳しかったんですが、これらについて、国か、あるいは県から何か情報を得ているのか、塩尻市の運動が

足りなんで削られちゃったか、その辺はどういうふうに考えていますか。

○財政課長　社会資本整備総合交付金でございますけれども、これについては、国からの内示率が２６年度大変減ってきております。４０％台の交付率、要求に対してということでございます。さらには、平成２７年度もですね、交付率また下がりまして、これについては全部の事業、予定どおりちょっと進めるには交付率が低いという状況がございます。これについては平成２２年から個別の補助金をパッケージにしてですね、目標達成を指標にして評価しながらこれまでやってきたという経過があります。交付率が下がってきたという現状の中においては、国のほうも方針としてですね、２９年度からの改正がございまして、地方都市リノベーション、立地適正化計画を策定とすることを前提としたですね、方針を打ち出しておりますので、その辺の影響もあろうかと思います。その辺も見極めながらですね、今後の交付金のメニューは財源として検討していく必要があるだろうというふうに思っております。いずれにしても現状としては、国からの交付率が低いという現状はございます。今後、メニュー決定は、検討は必要だということでございます。

○永井泰仁委員　これは塩尻だけじゃなくて松本市あたりも、この社会資本整備総合交付金は、やっぱり当初よりも減額されていますか。塩尻だけペナルティーをもらってるって、そういうことはないよね。

○財政課長　県下の中でですね、増減、多い少ないは交付率にございます。これについては、どのような経過で、その交付率が決まってきたかということは、ちょっとわかりません。ただ現状としては、各市まちまちな状況はあるということでございます。

○永井泰仁委員　それから、何ページだか忘れましたが、入湯税が減ってましたが、金額は大したことないですが、９．何パーセントだったかな。これはどういう要因でしょうか。

○税務課長　入湯税につきましては２５年と２６年比較いたしますけども、宿泊客と日帰り客合わせまして２，５１０人ほど人数が減っているために、税額も減っているものです。

○永井泰仁委員　それで、その減った要因は、どんなふうに分析しているかっていうことを聞きたいんだけども。

○税務課長　これはですね、ことし始まったところではありませんでして、ここ何年は減少傾向にありまして、観光客が減っているのも１つはあるかもしれませんけども、そのようなことかと思われます。

○委員長　いいですか。

○永田公由委員　臨時財政対策債について、ちょっと詳しく説明してくれますか。

○財政課長　これはですね、過去さかのぼりますと、平成１２年までは財源不足を国の特別会計のほうの借り入れで賄ってきたということがございます。しかしながら平成１３年からはですね、地方全体の中の財源が不足する分のうち、国だけではなくて国と地方が折半をして負担するということといたしました。国の負担分につきましては、国の一般会計の加算によってですね、負担をします。地方の負担分につきましては、この臨時財政対策債を発行することによって、つまり地方が借り入れをすることによって補填をすると、こういう制度になったわけでございます。これにつきましては、今年度、全額国のほうから交付税措置をされるというものでございますので、臨時財政対策債、起債ではございますけれども、交付税と同じものだというふうに御理解いただいてよろしいかというふうに思っています。地方の財源不足を補填するために地方が借金によって賄って、後年度に交付税で措置されると、そういう地方が借り入れて立てかえているというのが、臨時財政対策債ということになります。

○永田公由委員　そうすると、後年度で国が交付税でもって、その中に含んでくると、こういうことでいいわけですね。

○財政課長　はい、そのとおりでございます。交付税のほうに算入されてまいります。

○永田公由委員　それと、交付税の概要の中でね、臨時財政対策債振替相当額というのが、いわゆる三角になってて、それと同じものが臨時財政対策債として発行されてると、こういうことだよね。そうすると、いわゆる交付税を１億円なら１億円減らすから、とりあえず塩尻市で借金をして１億円借りとけと。後年度で戻すっていうか、出すよと、こういう理解でいいってことだね。

○財政課長　はい、そのとおりでございます。

○永田公由委員　そうすると、いわゆる振替相当額というのは、国が決めてくるわけですか、塩尻市が決めるっていうか、不足分については。

○財政課長　臨時財政対策債の発行可能額というのは、これは算出する算式が定められております。したがいまして、その年度の基準財政需要額と収入額の差にですね、全国の臨時財政対策債の額の割合と補正係数を乗じて算出、そのルールに基づいて出されるという金額でございます。

○永田公由委員　それで、後年度の交付税措置の場合、これは臨時財政対策債分ですよというふうに、国はわかるように交付税として出してきます。それとも、まるっきりひっくるめで来ちゃって、ちょっとわけわからないというようなことですかね。

○財政課長　これについては、もう理論算入でございますので、発行額イコール発行額を全額算入されるということでございますので、区分されて示されております。

○永田公由委員　はい、いいです。

いい、続けて。決算説明資料の２６ページの土地建物貸付収入明細の中で野辺沢農業施設、これ２カ所について貸していて、非常に動物がいて地元とすれば大変迷惑をしてる施設なんだけども、これ私が財政課のほうで見せてもらったときに、たしか平成３１年か３２年には、動物をゼロにして塩尻市に返すよというような計画が、借主のほうから出されてましたけども、現状どうなってるか、野辺沢農場の実態とあわせて説明してください。

○財政課長　野辺沢につきましては、今、委員さんおっしゃられたとおりでございます。１４年度と２４年度にもですね、地元の宗賀洗馬地区から契約期間を明確化してですね、飼育道具の量も減少していくように、撤廃するようにというような要望も受けましたので、２４年度からは単年度で貸し付けて飼養頭数も削減していって、最終的にはゼロにするようにということで削減計画も出していただいているとこでございます。これについては、年々少しずつ減少ということで履行はされております。計画に基づいてですね、減少はしていますけれども、まだ計画の削減目標まではちょっと追いついていないという状況でございまして、削減のスピードというのは、ちょっと遅いのかなという印象を持っております。

○永田公由委員　動物は減ってるんだけど餌を与えるもんだから、逆にいわゆる有害鳥獣と言われるカラスだとか猿だとか、それから捨て猫がふえちゃってて、あんなところで餌くれるもんで、見ろって、こういうふうに言われちゃうんだけど、やはりそれが出てきて畑荒らしたり、今、カラスの被害もすごいんだよね。やっぱり地元とすれば、もうできるだけ早くあそこで餌をくれないようにしろというのが要望だもんで、ぜひ、例の方と話をしていただいて、できるだけ早期にゼロにしていただくように、財政課長、ぜひ骨を負ってください。

○財政課長　御指摘のとおり対応しなければいけないというふうに思っております。農林課とも、ＪＡとも定期的に検査もし、その際には、そのような話をさせていただいておりますので、今後ともそのように対応していきたいというふうに思っております。

○副委員長　資料のほうでお願いしたいと思いますが、不納欠損の関係で、件数が減ったけど欠損額がふえたっていうふうにお聞きしたんですが、それで、済みません、確認、よろしかったですか。

○収納課長　副委員長おっしゃいますように市税の不納欠損合計につきましては、３２１万円余の合計ではふえております。この理由といたしましては、固定資産税の部分の不納欠損がふえたことが主な原因でございます。特に固定資産税及び都市計画税の不納欠損額につきましては、決算説明資料の１０ページにございますように、２，６３３万円余と、前年度の９７９万円に比べて１，６５４万円ほど増加しております。これは、主な理由としては、不動産競売等による大型案件が複数あったことが主な要因で、配当や差し押さえによる徴収額を除いた固定資産税等につきまして不納欠損をしたため、欠損額が伸びたものでございます。一方、他の税目における不納欠損額は総じて減少しています。個人市民税では１，４８３万円余と、前年度の２，７３４万円余に比べて１，２５１万円ほど減少しておりますが、主な要因としては欠損の対象となる滞納繰越額が削減しているためと思われます。以上です。

○副委員長　数字的にそうやって見ても、折り返しても大した額ではないと思うんですけど、１件当たりで一番大きい額っていうと、どのくらいでしょう。

○収納課長　一番大きいものとしましては、倒産した会社の関係者で無価値の山林を除き、抵当権者により県内外の全ての財産が競売や任意売買により売却される中、市は差し押さえ等により約８０万円を徴収いたしましたが､本人が解雇や病気で視力の回復が見込めないために､９０７万円余を不納欠損したものが最大でございます。

○副委員長　もう２点ほど、済みません。地方特例交付金が年々というか、減ってきてるような気もするんですが、これ、済みません、今、中身何でしたか教えてください。

○財政課長　これ、経過からしてですね、恒久減税による地方の減収分を補填をするということで、副委員長御承知のとおり創設されたものでございます。過去の経過の中では平成２３年度までは、児童手当と子ども手当の特例交付金の制度拡充に伴います地方負担が生じたということで、それについて補填をされたという経過でふえたという経過がございます。２５年度以降はですね、個人住民税におきまして、住宅借入金に関する特別控除が創設されましたので税収が減りました。個人住民税の減収となったわけでございます。それを補填するために、その控除見込み分について特例交付金で措置を受けているということで、これについては、前年度と比較して減っていると、そういう実情でございます。

○副委員長　はい、わかりました。

もう１点、いいですか。それとですね、合併特例交付金なんですが、これまでの累計、累計というか総額では幾らになっていますでしょうか。

○財政課長　合併特例交付金、今、１市１村ということで５億円というですね、交付額という予定でありましたけれども、県からの要請もありまして、交付額が２１年度からは毎年３，２００万円に抑えて交付を受けているという現状がございます。したがいまして、２６年度決算までの累計では、５億円まで及ばず２億７，４００万円が交付されていると。２６年度末までに２億７，４００万円という現状でございます。

○副委員長　これ、期間は当初１０年だったと思うんですが、これは延びたわけです。これからの見込み、要はいつまで幾らが見込まれる。

○財政課長　これについてはですね、すみやかな市村の代価ということでございました。先ほど言いましたとおり１市１村の計算でいくと総額５億円ですけれども、県からの要請でですね、満額ではなくて、期間はちょっと毎年少なくして長期化するけれども３億５，０００万円でお願いしたいと、そういう要請がございましたので。法律で整備されたころは５億円ということでございましたけれども、県の意向としては、総額は３億５，０００万円で、年間も年間３，２００万円で今後いかしてもらいたいと、そういうことでございます。当然塩尻市としては、満額欲しいわけでございますけれども、その辺はこれからの交渉だというふうに思っております。以上でございます。

○副委員長　それは交渉していただけるもんならいただけばいいと思うんですが、県からの申し入れがあってね、３億５，０００万円ということなんですが、そうするとあと二、三年、県の言うとおりであれば、二、三年ということでよろしいわけですか。

○財政課長　３，２００万円でいくということでございますので、後二、三年で満額というふうに予定されております。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員　２５ページの土木使用料の中に地域振興バスの使用料というのがあるんですが、先ほどの地域振興バス全体の利用者の数から言うと、利用料金というのはもっとあるはずなんですけど、それはここ以外のところでは、どこかに出てくるんでしょうか。

○地域振興課長　全体の中でですね、先ほど言った９路線の分については、アルピコタクシーのほうに現金、そのまま入りますので、これは楢川線の分だけということになります。

○柴田博委員　そういうことだと思うんですけど、アルピコに委託している部分についても利用者がどれくらいあって、その分の収入が幾らで、差っ引きで委託料はどのくらいだっていうのは、どこかに出てきたほうがいいかなと思うんですけど、そういうのは全然出て来ないわけですよね。

○地域振興課長　決算書の中にですね、全体の人数としては出てきていないというところで、今、委員さんの御指摘のようにですね、実際にじゃあ幾らというところ、うちのほうでは利用人数に１００円掛けた分でですね、算出はできてはいるんですけども、決算書の中で特に受けてはいない部分になってしまうもんですから、確かに明朗ではないって言いますかね、ところでは、今後ちょっと考えていかなきゃいけないのかなっていう気もいたしますので、ちょっと今後研究させていただきたいというふうに思いますが。

○柴田博委員　先ほどの１８７ページのところの地域振興バスの運行委託料って書いてあったところに、それぞれアルピコの分と大新東の分と委託料があるわけですけど、アルピコのほうについては、収入分を差し引いた額の委託料で、大新東のほうには、そうじゃなくて丸々委託料で、そのほかに利用料として歳入のほうに約３４９万円の利用料があったということで、同じ数字が並んでいても意味合いが違うんで、それはやはり同じような形でわかるようにしていただかないと困るかなと思うんで、ぜひよろしくお願いします。

○永田公由委員　柴田委員、資料を出してもらえばいいじゃん、あした。

○柴田博委員　じゃあ、資料で出してもらえる。

○副市長　資料あるんでしょ。

○地域振興課長　あります。

○委員長　それじゃ、課長、資料のほうを出していただけますか。あしたで結構ですので。

○地域振興課長　はい、わかりました。あす、出させていただきます。

○永田公由委員　５７ページの衛生費雑入の関係で、松塩地区広域施設組合交付金２，２９０万円余、前年度松塩地区広域施設組合負担金返還金３，２６０万円余、これちょっと説明してくれる。

○生活環境課長　まず松塩地区広域施設組合交付金のほうなんですが、塩尻市から職員が広域組合に３人派遣されております。その人たちというのは給料分も含めて、その３人の給料も２市２村で負担しております。だもんですから、その人たちの給料というのは、塩尻市の給与体系に基づいて塩尻市が一旦払っております、給料を。その分、負担金でこちらで給料分として向こうへ払った分が返ってくるというふうに、ちょっと見ていただければいいんですが、おわかりにならないですか。

○永田公由委員　ということは、さっきの負担割合の中に人件費が含まれているっていうこと。

○生活環境課長　含まれています。それが返ってくると。

○永田公由委員　じゃあ、その人件費は向こうで出してくれるってことか、組合で。

○生活環境課長　そうです。

○永田公由委員　塩尻市が出さなんで。

○生活環境課長　組合が出してるんですが、実質上は塩尻市が払って。

○永田公由委員　一旦払って。

○生活環境課長　一旦払っているもんですから。その分が返ってくるということです。それから、前年度の組合の負担金返還金なんですが、これは決算におきまして負担金に余剰が出てくれば、それは毎年毎年翌年度に返還するという決まりで、今、運用してるもんですから、それが、３，２００万円ばかり支払った負担金に対して返ってくると、前年度分がですね。

○永田公由委員　これ２５年度に払った分が２６年度に返ってきたと。

○生活環境課長　そうです。返ってきたと、そういうことです。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員　２３ページのところの使用料の関係ですけれども、それぞれ、例えば総務使用料のところでも、説明の一番下に行政財産目的外使用料ということで金額が入ってまして、それ以外のところにもそれぞれそういうのが幾つも出てくるんですが、これは基本的にはどういうもので、こういう書き方じゃなくて、もうちょっと具体的にわかりやすいような書き方にはできないのかどうか、その辺について説明をください。

○財政課長　これは、先ほど申しました行政財産の目的外使用ということで、全庁各それぞれの行政目的別に分けて歳入は計上してございます。その明細ということでございますけれども、ちょっと明細、決算説明資料のほうにも添付してなくて申しわけないんですけれども、例えば総務費の目的外使用料３３０万円余とありますけれども、これについては、例えば市有地の中にあります電柱地の目的外使用料等もございます。電柱ほかで、例えば１８０万円とか収入を受けております。それからＡＴＭの設置ですとか、そういったような目的外使用で受けているものでございますし、例えば観光費、商工費でいきますとサラダ公園の使用料、目的外使用ですとか、教

育費でいきますと総合グラウンドの鉄塔設備やら、ほかもろもろですね、それぞれの費目ごとに計上してございますので、ちょっと説明には不足しているところがございますけど、内容としてはそういうものでございます。決算説明資料に載せればよろしいわけですけれども、ちょっとその辺は今回添付してございませんので、そんな内容でよろしくお願いいたします。

○柴田博委員　全部は書く必要はないと思うんですが、例えば主なもの、こんなものがありますよというようなやつぐらいは、例えば今の総務使用料のところでも、内訳として幾つか決算書に入れるということは可能なわけですか、入れるつもりなら。

○財政課長　ちょっと細々しておりますので、全部は明示しきれませんけれども、ちょっとわかりやすいような工夫は必要かなと思いますし、必要でしたら決算説明資料のほうに一覧にしてお示しすることも、ちょっと考えてみたいというふうに思っています。

○柴田博委員　よろしくお願いします。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員　５５ページに関係してくるんですが、民生費の雑入でございますが、民生費雑入の生活保護費の還付金ということで、当年度中に約１０４万１，００４円の不納欠損処理や何かがですね、行われたということの中で、不納欠損処分を行う場合にあっては、その理由を的確に把握し、時効等に至るまでの間に適切な措置を講じた上で、より適正に実施するよう心がけていただきたいという、監査委員の指摘がございますが、これについてどのように考えているのか、御答弁ください。

○会計管理者　監査委員さんからの指摘事項につきましては、担当のほうで御回答していただくようになっておりますので、確認いたしまして後日報告させていただきたいと思います。

○永井泰仁委員　じゃあ、不納欠損、それならわかる範囲で結構ですから、また理由等についてお答えください。きょうじゃなくてもいいです。

○委員長　ほかにはどうでしょうか。いいですかね。

それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　ないようですので、議案第１号平成２６年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中、当委員会に付託された部分について、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長　異議なしと認め、議案第１号平成２６年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中、当委員会に付託された部分について、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

本日はここまでといたします。御苦労さまでございました。

午後４時４０分　閉会

平成２７年９月１６日（水）

委員会条例第２９条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長　　横沢　　英一　　印